

能美市地域防災計画

第2編 地震災害対策編

沿革	平成18年3月23日	作成
	平成25年1月23日	修正
	平成28年3月25日	修正
	平成31年3月26日	修正
	令和3年2月26日	修正
	令和6年4月12日	修正
	令和7年4月1日	修正
	令和8年6月26日	修正

能美市防災会議

第2編 地震災害対策編

も く じ

第2編 地震災害対策編

第1章 総 則.....	1
第1節 目 的.....	3
第2節 性格及び基本方針.....	3
1 性格.....	3
2 基本方針.....	3
第3節 構成と内容.....	3
1 計画の構成.....	3
2 計画の内容.....	4
第4節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第5節 計画の運用.....	4
1 平時の運用.....	4
2 地震災害発生時の運用.....	4
3 計画の修正.....	5
4 計画の周知.....	5
第6節 本市の特性と既往の地震災害.....	6
1 位置及び地勢.....	6
2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況.....	6
3 社会的要因とその変化.....	10
4 既往地震とその被害.....	12
5 近隣の活断層.....	18
第7節 地震被害想定調査における地域の危険性.....	22
1 調査概要.....	22
2 想定地震の設定.....	22
3 地震動予測のための地盤モデル作成.....	23
4 被害の予測.....	25
5 市民運動の展開.....	33
第8節 資料（地震被害想定調査等の概要図表）.....	34
1 森本・富樫断層帯.....	34
2 邑知潟断層帯（南に震源）.....	36
3 砺波平野断層帯西部.....	38
4 庄川断層帯（南に震源）.....	40
5 福井平野東縁断層帯主部（北に震源）.....	42
6 門前断層帯（東下部に震源）.....	44
7 七尾湾東方断層帯（南下部に震源）.....	46
第9節 資料（地震調査委員会の活断層評価結果）.....	48

1	森本・富樫断層帯.....	48
2	砺波平野断層帯西部.....	51
3	邑知潟断層帯.....	54
4	庄川断層帯.....	57
5	福井平野東縁断層帯.....	59

第2章 災害予防計画..... 61

第1節 災害に強いまちづくり計画..... 63

1	計画の方針.....	63
2	災害に強いまちづくりの計画的な推進.....	63
3	災害に強い都市構造の形成.....	63
4	防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備.....	64

第2節 防災知識の普及..... 65

1	基本方針.....	65
2	職員に対する防災教育.....	65
3	学校教育における防災教育.....	66
4	市民に対する防災知識の普及.....	66
5	防災相談及び意識調査.....	67
6	災害教訓の伝承.....	67
7	ボランティア教育による防災支援活動.....	68

第3節 市民及び事業者等のとるべき行動..... 69

1	基本方針.....	69
2	市民のとるべき行動.....	69
3	事業者等のとるべき行動.....	70
4	市民及び事業者等による地域内の防災活動推進.....	71

第4節 自主防災組織の育成..... 72

1	基本方針.....	72
2	地域住民等の自主防災組織.....	72
3	事業所の自衛消防隊等.....	73

第5節 防災ボランティアの活動環境の整備..... 74

1	基本方針.....	74
2	防災ボランティアの環境整備.....	74
3	防災ボランティアの受入体制等.....	74
4	防災ボランティアの育成.....	75

第6節 防災訓練の充実..... 76

1	基本計画.....	76
2	防災訓練計画.....	76

第7節 防災体制の整備..... 78

1	基本計画.....	78
2	市の活動体制.....	78
3	防災関係機関の活動体制.....	82
4	人材確保方策.....	82

第8節 通信及び放送施設災害予防..... 83

1	基本方針.....	83
2	通信用施設設備の整備.....	83
3	放送事業者との協定.....	84
4	通信施設等の現況.....	84
5	通信施設等の災害予防.....	84
6	その他の通信施設の整備.....	85
第9節	消防力の充実、強化.....	86
1	基本方針.....	86
2	出火防止、初期消火.....	86
3	警戒措置等.....	86
4	消防力の強化.....	87
5	消防機械器具の点検整備と出動計画等.....	87
6	消防機関の警戒警備体制の確保.....	88
7	火災発生防止の緊急徹底.....	88
8	救助・救急体制の整備.....	88
第10節	水害予防.....	90
1	基本方針.....	90
2	水防計画に基づく危険区域の監視.....	90
3	がけ崩れ等危険区域の警戒.....	90
4	河川、農業用排水路及びため池工作物の点検.....	90
5	水防資機材の点検整備.....	90
6	水防作業人員の確保.....	90
7	雨量及び水位情報の収集・確認.....	91
8	避難準備措置の確立.....	91
9	地下空間の浸水対策.....	91
10	水防施設等の耐震対策.....	91
第11節	避難体制の整備.....	92
1	基本方針.....	92
2	指定緊急避難場所、指定避難所、地域避難所、車両避難場所の指定等.....	92
3	福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備.....	95
4	交通規制.....	95
5	避難誘導標識等の設置.....	95
6	安全確保計画.....	96
7	避難所運営マニュアルの作成.....	96
8	被災者支援業務の迅速化・効率化.....	96
第12節	要配慮者対策.....	97
1	基本方針.....	97
2	在宅の要配慮者への配慮.....	97
3	社会福祉施設等の防災体制の整備.....	99
4	外国人等に対する防災対策.....	100
5	障害者に対する情報伝達等.....	100
第13節	緊急輸送体制の整備.....	101
1	基本方針.....	101
2	緊急輸送道路の選定整備.....	101
3	臨時離着陸場の整備.....	101

4 民間事業者等の活用.....	102
第14節 医療体制の整備.....	103
1 基本方針.....	103
2 医療救護体制の整備.....	103
3 情報連絡体制.....	104
4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制.....	105
第15節 健康管理活動体制の整備.....	106
1 基本方針.....	106
2 平時の健康管理対策.....	106
3 災害時の健康管理体制の整備.....	106
4 情報連絡体制の整備.....	106
第16節 こころのケア体制の整備.....	107
1 基本方針.....	107
2 活動体制の整備.....	107
3 災害時精神科医療体制の整備.....	107
4 情報連絡体制の整備.....	107
第17節 食料及び生活必需品等の確保.....	108
1 基本方針.....	108
2 役割分担.....	108
3 飲料水の確保.....	109
4 食料及び生活物資の確保.....	109
5 物資の集積、配送先の整備.....	109
6 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成.....	110
第18節 積雪・寒冷対策.....	111
1 基本方針.....	111
2 積雪対策の推進.....	111
3 交通の確保.....	111
4 雪に強いまちづくりの推進.....	112
5 寒冷対策の推進.....	112
第19節 孤立集落対策.....	113
1 基本方針.....	113
2 孤立可能性の把握と防止対策の実施.....	113
3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援.....	113
4 積雪期のヘリコプター運用.....	113
5 市民の役割.....	113
6 孤立集落対策.....	114
第20節 建築物等災害予防.....	115
1 基本方針.....	115
2 防災上重要な公共建築物等の災害予防.....	115
3 一般建築物の災害予防.....	115
4 文化財災害予防.....	117
5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策.....	118
6 家具等転倒防止対策.....	118
7 落下物防止対策.....	118

8	エレベーター閉じ込め防止対策.....	118
9	所有者不明土地の利用.....	118

第21節 公共施設災害予防..... 120

1	基本方針.....	120
2	道路施設整備対策.....	120
3	河川の整備対策.....	121
4	公園、緑地等の整備.....	121
5	上水道、下水道の整備対策.....	121
6	電力施設の整備対策.....	123
7	通信設備の整備対策.....	124
8	鉄道の整備対策.....	125
9	農地、農業用施設整備対策.....	125
10	一般廃棄物処理施設整備対策.....	125

第22節 地盤災害予防..... 126

1	基本方針.....	126
2	地盤災害の危険区域の指定及び周知.....	126
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進.....	126
4	警戒体制の確立.....	127
5	避難体制の確立.....	127
6	地盤災害防止施設の整備・促進.....	128
7	住宅移転事業の促進.....	128
8	宅地造成地等災害予防.....	128
9	液状化災害に対する予防対策.....	129

第23節 危険物等災害予防..... 130

1	基本方針.....	130
2	火薬類の保安.....	130
3	高圧ガスの保安.....	131
4	毒物・劇物の保安.....	132
5	石油類等の危険物の保安.....	132
6	放射性物資の保安.....	133

第3章 応急対策計画..... 135

第1節 初動体制の確立..... 137

1	基本方針.....	137
2	災害対策本部、現地対策本部及び地区支部の設置.....	137
3	災害対策本部、現地対策本部の解散.....	139
4	災害応急対策の総合調整.....	139
5	動員の方法.....	139
6	動員の伝達系統.....	139
7	出勤義務.....	140
8	受援体制の確立.....	140
9	広域応援協力体制の確立.....	141
10	各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理.....	141

第2節 受援計画..... 142

1	基本方針.....	142
2	応援要請.....	142
第3節 地震情報の発表・伝達.....		144
1	基本方針.....	144
2	緊急地震速報（警報）の発表基準等.....	144
3	地震情報の種類、発表基準と内容.....	145
4	地震活動に関する解説資料等.....	146
5	地震情報の伝達.....	146
6	地震に係る現場情報.....	146
第4節 災害情報の収集・伝達.....		148
1	基本方針.....	148
2	情報の優先順位.....	148
3	情報収集体制及び伝達系統の確立.....	148
4	収集すべき情報.....	150
5	災害通信.....	151
第5節 通信手段の確保.....		152
1	基本方針.....	152
2	通信手段の利用方法等.....	152
3	通信設備の応急復旧.....	157
第6節 消防防災ヘリコプターの活用等.....		158
1	基本方針.....	158
2	消防防災ヘリコプターの活動内容.....	158
3	応援要請.....	158
4	臨時離着陸場の開設.....	159
第7節 災害広報.....		160
1	基本方針.....	160
2	広報体制.....	160
3	広報の内容.....	160
4	広報手段等.....	161
5	被災地の相談・要望等の対応.....	162
6	安否情報の提供等.....	162
7	住宅に関する各種調査等の情報提供.....	162
8	ライフライン情報の提供等.....	162
第8節 消防活動.....		163
1	基本方針.....	163
2	出火防止、初期消火.....	163
3	応援要請.....	163
4	消防活動.....	164
5	消防水利.....	164
6	救助・救急活動.....	165
7	惨事ストレス対策.....	165
第9節 自衛隊への災害派遣の要請.....		166
1	基本方針.....	166
2	災害派遣の適用.....	166

3	派遣の要請.....	167
4	派遣部隊の受け入れ.....	167
5	使用資器材の準備.....	167
6	経費の負担区分.....	167
7	派遣部隊の撤収要請.....	168
第10節	避難誘導等.....	169
1	基本計画.....	169
2	避難の指示の実施.....	169
3	避難の指示の内容及びその周知.....	170
4	警戒区域の設定.....	170
5	警戒区域設定の周知等.....	171
6	避難区分及び基準.....	171
7	住民に対する周知.....	171
8	避難者の誘導.....	171
9	避難所の開設及び運営.....	172
10	広域避難対策（災害発生前）.....	175
11	広域一時滞在（災害発生後）.....	175
12	帰宅困難者対策.....	176
13	避難所外避難者対策.....	176
14	避難のあとの警備等.....	177
第11節	要配慮者の安全確保.....	178
1	基本方針.....	178
2	在宅の要配慮者に対する対策.....	178
3	社会福祉施設等における対策.....	179
4	医療機関における対策.....	179
5	外国人に対する対策.....	180
第12節	災害医療及び救急医療.....	181
1	基本方針.....	181
2	実施体制.....	181
3	DMAT・医療救護班派遣・受入体制.....	181
4	救護所の設置.....	182
5	災害時後方医療体制.....	182
6	災害拠点病院.....	182
7	重傷患者の搬送体制.....	182
8	医薬品等及び輸血用血液の供給体制.....	182
9	医療機関のライフラインの確保.....	183
10	個別疾患対策.....	183
第13節	健康管理活動.....	184
1	基本方針.....	184
2	実施体制.....	184
3	健康管理活動従事者の派遣体制.....	184
4	健康管理活動.....	184
第14節	救助・救急活動.....	185
1	基本方針.....	185
2	実施体制.....	185

3	惨事ストレス対策.....	185
4	医療救護活動.....	185
5	災害救助法による措置.....	185
第 15 節	水防活動.....	186
1	基本方針.....	186
2	監視、警戒活動.....	186
3	応急復旧.....	186
第 16 節	災害救助法の適用.....	187
1	基本方針.....	187
2	被害情報の収集.....	187
3	適用基準（災害救助法施行令）.....	187
4	適用手続.....	187
5	災害救助法に基づく救助の種類.....	188
6	災害救助法が適用されない場合.....	188
第 17 節	災害警備及び交通規制.....	189
1	基本方針.....	189
2	災害警備体制.....	189
3	交通対策.....	190
第 18 節	行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬.....	195
1	基本方針.....	195
2	行方不明者及び遺体の搜索.....	195
3	遺体の検視（見分）及び処理.....	195
4	遺体の埋葬.....	195
5	安否確認.....	196
6	警察の措置.....	196
7	海上保安部の措置.....	196
8	災害救助法による措置.....	196
9	記録簿.....	196
第 19 節	危険物の応急対策.....	197
1	基本方針.....	197
2	火薬類.....	197
3	高圧ガス.....	197
4	石油類等.....	197
5	毒物劇物.....	198
6	放射性物資.....	198
7	応急復旧の活動体制の確立.....	198
第 20 節	ライフライン施設の応急対策.....	199
1	基本方針.....	199
2	電力施設.....	199
3	通信施設.....	199
4	上水道施設.....	200
5	下水道施設.....	200
6	L P ガス供給設備等.....	201
第 21 節	公共土木施設等の応急対策.....	202

1	基本方針.....	202
2	道路施設.....	202
3	海岸、河川等.....	202
4	放送施設.....	203
5	鉄道施設.....	203
6	公園、緑地施設.....	203
7	農地、農業用施設等.....	203
8	公共建築物等.....	204
第 22 節 給水活動.....		205
1	基本方針.....	205
2	給水対策本部の設置、運営.....	205
3	応急給水活動.....	205
4	施設の応急復旧活動.....	206
5	災害救助法による措置.....	207
6	記録等.....	207
第 23 節 食料の供給.....		208
1	基本方針.....	208
2	実施体制.....	208
3	主食等の供給.....	208
4	炊出し等の方法.....	209
5	応援等の手続.....	209
6	災害救助法による措置.....	210
7	食品衛生.....	210
8	記録等.....	210
第 24 節 生活必需品の供給.....		211
1	基本方針.....	211
2	実施体制.....	211
3	実施対象者.....	211
4	生活必需品等の確保.....	211
5	物資の輸送（配送）拠点の確保と運営.....	211
6	災害救助法による供給.....	212
7	記録等.....	212
第 25 節 障害物の除去.....		213
1	基本方針.....	213
2	実施体制.....	213
3	障害物除去の実施基準.....	213
4	障害物除去計画の作成.....	213
5	障害物除去の方法.....	213
6	除去した障害物の集積場所.....	213
7	湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置.....	214
8	災害救助法による措置.....	214
9	粉塵等公害防止対策.....	214
10	障害物除去に関する応援、協力.....	214
11	記録等.....	214
第 26 節 輸送手段の確保.....		215

1	基本方針.....	215
2	輸送の対象.....	215
3	実施機関.....	215
4	要員、物資輸送車両等の確保.....	215
5	災害救助法による措置.....	216
6	記録等.....	216
第 27 節 こころのケア活動.....		217
1	基本方針.....	217
2	実施体制.....	217
3	精神保健医療活動.....	217
第 28 節 防疫、保健衛生活動.....		218
1	基本方針.....	218
2	実施体制.....	218
3	避難所の防疫措置.....	218
4	被災地域の防疫措置.....	218
5	防疫用資材の備蓄、調達.....	219
6	感染症患者発生時の対応.....	219
7	患者等に対する処置.....	219
8	家庭動物の保護対策.....	220
9	特定動物の逸走対策.....	220
10	記録等.....	220
第 29 節 ボランティア活動の支援.....		221
1	基本方針.....	221
2	ボランティアの受け入れ.....	221
3	ボランティア現地本部の機能.....	221
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供.....	222
5	ボランティアの活動業務.....	222
第 30 節 し尿、生活ごみ、災害廃棄物の処理.....		223
1	基本方針.....	223
2	実施体制.....	223
3	被災地の把握状況.....	223
4	廃棄物の収集、運搬及び処分の方法.....	224
5	地震災害時における廃棄物の処理目標.....	224
6	野外仮設トイレの設置.....	224
7	廃棄物の応急的処理.....	225
8	廃棄物処理施設の復旧.....	226
第 31 節 住宅の応急対策.....		227
1	基本方針.....	227
2	実施体制.....	227
3	災害救助法による措置.....	228
4	応急仮設住宅の建設場所.....	228
5	応急仮設住宅入居基準.....	228
6	住宅確保等の種別.....	228
7	その他.....	229
8	記録等.....	229

第 32 節 文教対策	230
1 基本方針	230
2 文教施設の応急復旧対策	230
3 応急教育実施の予定施設	230
4 応急教育計画	231
5 児童、生徒への対応	231
6 備品等の確保について	231
7 教材、学用品の調達及び給与方法	231
8 授業料の減免及び育英資金	232
9 給食措置	232
10 保健衛生	232
11 教職員の健康管理	232
12 避難所協力	232
13 記録等	233
14 文化財対策	233

第 33 節 応急金融対策	234
1 基本方針	234
2 通貨の円滑な供給の確保	234
3 非常金融措置	234

第 34 節 農林水産物災害応急対策	235
1 基本方針	235
2 農作物関係	235
3 畜産関係	235
4 林産関係	236

第 35 節 労務の供給対策	237
1 基本方針	237
2 動員等の順序	237
3 応援の要請	237
4 ボランティアの編成及び作業内容等	237
5 労務者の雇用	238
6 労務者の従事命令等	238
7 記録簿	240

第 4 章 復旧・復興計画 **241**

第 1 節 公共施設災害の復旧	243
1 基本方針	243
2 実施責任者	243
3 災害復旧事業計画	243
4 復旧事業の方針	244
5 職員の確保	244

第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	245
1 基本方針	245
2 助成制度	245
3 激甚災害の早期指定	245

4	激甚災害に係る財政援助措置.....	245
第3節	被災者への支援.....	247
1	基本方針.....	247
2	農林漁業制度金融の確保.....	247
3	中小企業融資の確保.....	247
4	住宅金融支援機構資金のあつせん.....	248
5	生活福祉資金の貸付.....	248
6	母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付.....	248
7	災害援護資金の貸付.....	248
8	災害弔慰金等の支給.....	248
9	災害障害見舞金の支給.....	248
10	被災者生活再建支援制度の活用.....	249
11	県の対応.....	249
12	制度の周知	249
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置.....	250
1	基本方針.....	250
2	被災者台帳の作成.....	250
3	生活相談.....	250
4	こころのケア活動の継続.....	250
5	罹災証明の交付.....	251
6	被災者に対する職業のあつせん.....	251
7	国税等の徴収猶予及び減免の措置.....	251
8	公営住宅等の整備.....	251
9	国有財産の無償借受等.....	251
10	災害廃棄物の処理等.....	251
第5節	災害義援金及び義援物資の配分.....	253
1	基本方針.....	253
2	義援物資の募集.....	253
3	義援金及び義援物資の受付.....	253
4	義援金の配分.....	253
5	義援金及び義援物資の輸送.....	253
6	義援物資保管場所.....	253
第6節	復興計画.....	254
1	基本方針.....	254
2	基本方向の決定.....	254
3	計画的復興の進め方.....	254
第5章	複合災害対策.....	255
第1節	基本方針.....	257
第2節	災害予防対策.....	257
1	情報収集・連絡体制の整備.....	257
2	複合災害時の災害予防体制の整備.....	257
3	複合災害を想定した訓練の実施.....	257
第3節	災害応急対策.....	258

1	活動体制の確立.....	258
2	情報の収集・連絡.....	258
3	避難対策.....	258
4	緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達.....	258
5	緊急時医療措置.....	258
第4節 災害復旧対策.....		258

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、能美市防災会議が作成する計画であり、地震及び地盤の液状化の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 性格及び基本方針

1 性格

地震災害は、広域かつ複合災害であり、防災計画についても他の災害と異なったものとなることから、内容の充実を図るため、「能美市地域防災計画」中の地震に係る対策等を「能美市地域防災計画」の「地震災害対策編」とする。

また、能美市における地震災害対策を推進するうえでの基本となるものであり、指定地方行政機関又は指定公共機関の長が作成する防災業務計画及び石川県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

なお、「能美市地域防災計画」の「津波災害対策編」とは重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。

2 基本方針

この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

市及び防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期すとともに、防災基盤の整備、推進に努める。

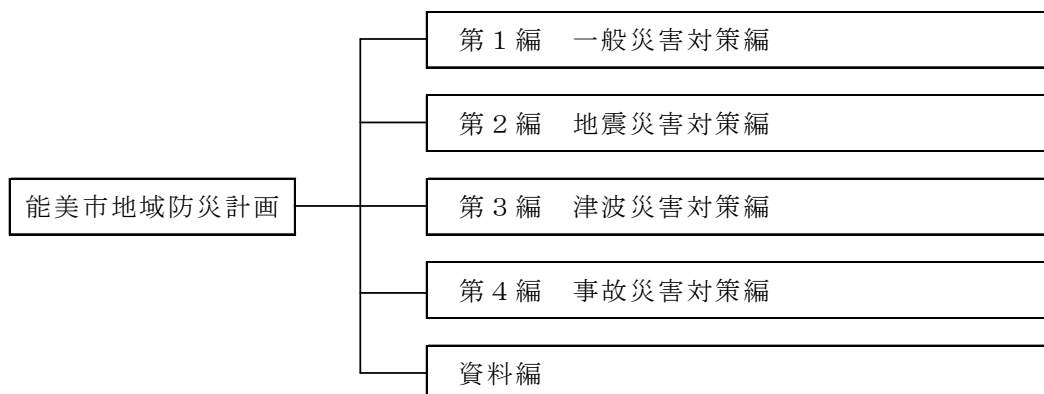
また、事業者及び市民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて、自ら地震災害への備えの充実に努めることが大切である。

第3節 構成と内容

1 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の一般災害対策編に続いて、第2編を地震災害対策編、第3編を津波災害対策編、第4編を事故災害対策編と位置づけ、計画を作成する。

また、巻末には資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



2 計画の内容

計画の内容は、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。

災害予防計画	災害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平常からの防災訓練、市民への防災知識の普及等に関する計画とする。
災害応急対策計画	組織体制の確立、情報の収集、伝達など災害発生後直ちに必要となる緊急対策（初動期の対策）と、給水、給食、文教対策など被害の状況に応じて、ある程度の時間を経て需要が発生する応急対策など、被害の拡大を防止するための計画とする。
復旧・復興計画	被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための計画とする。

第4節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、市、防災関係機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、市の地域に係る地震防災に寄与するものとし、それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、本計画一般対策編第1章第4節「市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第5節 計画の運用

1 平時の運用

(1) 地震災害予防計画に基づいた事務の遂行

各種施策、事業の企画立案の段階において、当該施策及び事業が災害予防計画に合致したものとなっているか、又は反するものとなっていないかを点検し、問題がある場合は当該施策、事業の修正を行わなければならない。

(2) 地震災害応急対策計画及び地震災害復旧計画等の習熟及びマニュアル等の整備

災害発生時には、被害を最小限に止めるために防災活動を展開することになるが、防災活動は地震災害応急対策計画、及び地震災害復旧計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、これらの計画の適否及び各担当職員の活動計画の習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、関係する計画箇所については日頃から習熟しておくとともに、災害発生時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備しておく。

(3) 防災会議への報告

市及び防災関係機関は、地震災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標、方針を防災会議に報告する。

2 地震災害発生時の運用

地震災害発生時には、地震災害応急対策計画及び地震災害復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限に止めるよう努める。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各機関は、関係ある事項について修正がある場合は、毎年3月末までに修正案を能美市危機管理課へ提出する。

4 計画の周知

この計画は、市職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底する。

第6節 本市の特性と既往の地震災害

1 位置及び地勢

能美市は、加賀地域のほぼ中央に位置し、金沢市へは北東約 20km の距離にあり、小松市が南に隣接している。

西部は、白砂青松の海岸を有する日本海に面し、中央部には手取川扇状地の平坦な地形が広がっている。一方、東部は白山山系に連なる緑豊かな能美丘陵を有し、北部には県内最大の一級河川である手取川が、南には同じく一級河川である梯川が流れており、豊かな自然環境に恵まれた地域を形成している。また、能美市は、84.14k m²の面積を有しており、山林：約 42%、農地：約 22%、宅地：約 14%となっている。

2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況

(1) 地層及び岩石の種類

県内にみられる地層及び岩石の種類（地質系統）を地質時代の古いものから順に整理すると次のとおりであり、主として新生代新第三紀以降の地層が広い面積を占めて分布する。

また、県内の地質分布は地質年代と岩質によって大まかに分類して図「石川県の地質・地盤分布略図」に、主な地層、岩石とその地質年代は表「石川県に分布する地層・岩石と年代」及び表「石川県に分布する第四紀層と第四紀火山」に、それぞれ示すとおりである。

なお、地質は、地殻を形作っている岩石や地層の性質、状態であり、その形成過程や形成年代に着目し、地球（地殻）の歴史の産物として見るもので、地盤は、建造物、施設物などの基礎となる土地を意味し、社会活動に利用する観点から固さ、強さなど工学的な性状で見えるものである。

ア 古生代から中生代ジュラ紀の飛騨片麻岩類及び花崗岩類

イ 中生代ジュラ紀から白亜紀の堆積岩類（手取層群）

ウ 中生代白亜紀から新生代古第三紀の火山岩類（濃飛流紋岩類）

エ 新生代新第三紀中新世前半の火山岩類（北陸層群下部のグリーンタフ）

オ 新生代新第三紀中新世後半の堆積岩類（北陸層群上部）

カ 新生代新第三紀鮮新世から第四紀更新（洪積）世の堆積物（段丘や丘陵の砂礫）

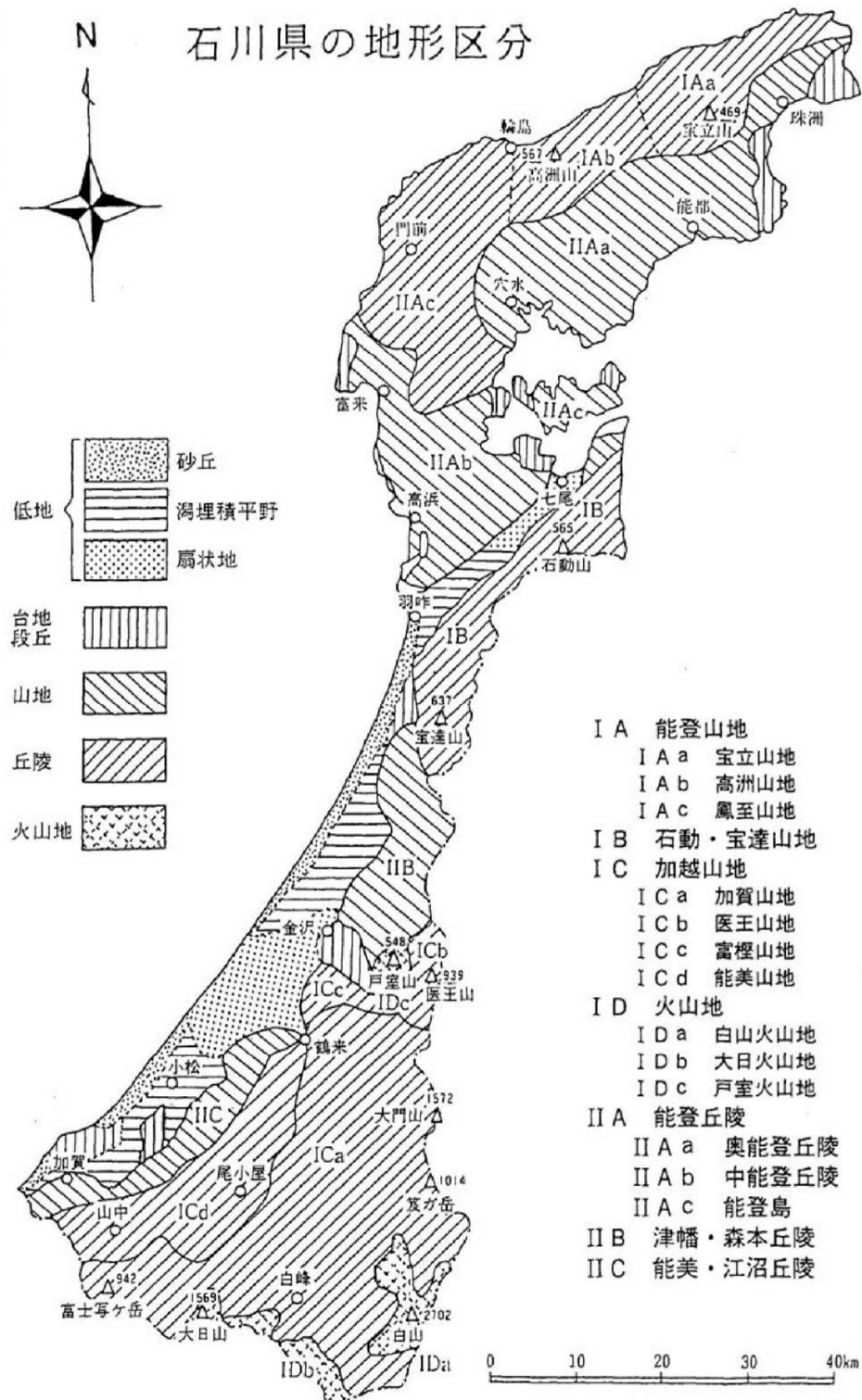
キ 新生代第四紀の火山岩類（白山（活火山）・戸室山・大日山など）

ク 新生代第四紀完新（沖積）世の堆積物（平野の砂泥、砂丘や扇状地の砂礫）

県内の人口密集地は、主として海岸平野の軟弱な完新世堆積物（沖積層）の上にある。

この地層は、地震の際に建物（特に木造建築）の揺れが大きくなりやすい地盤であり、干拓地、川沿いの低地、潟の周囲、埋立地などは液状化の危険もある。

図 石川県の地形区分 (紇野, 1977)



(出典：石川県地域防災計画—地震災害対策編—，p9，令和8年5月修正版)

(2) 地域分布

県内における各種の地層及び岩石の分布は、次のとおりである。

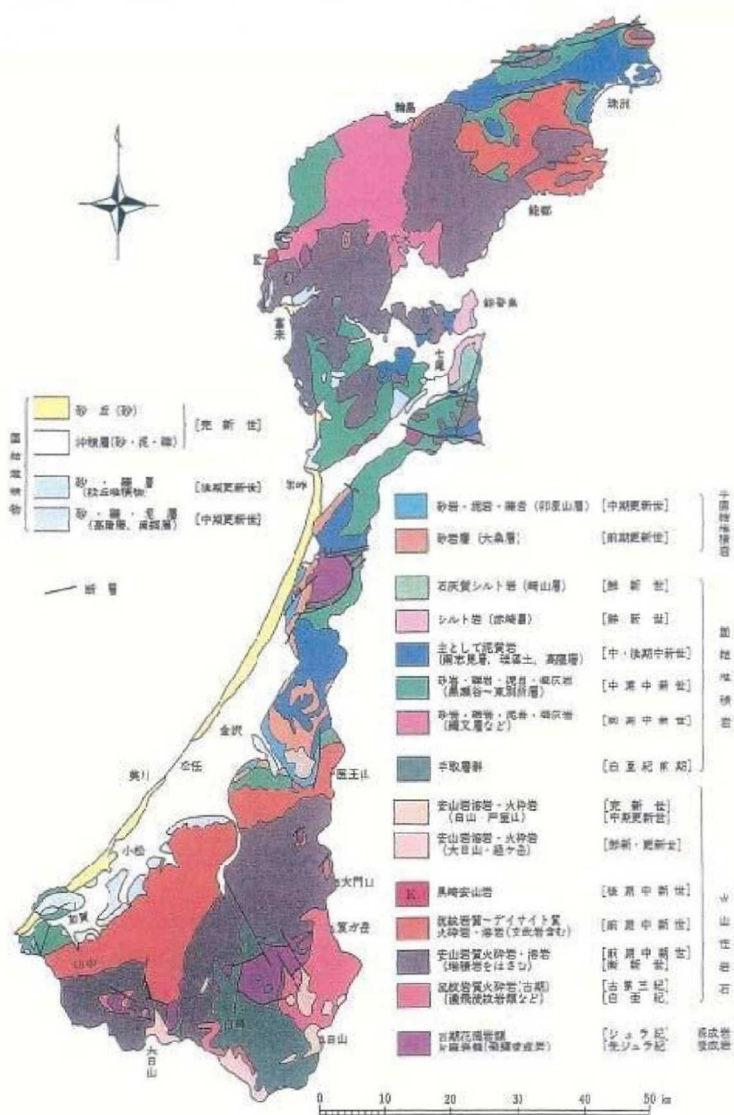
ア 能登地域

大部分が第三紀中新世の火山岩類及び堆積岩類からなるが、宝達山など数箇所には、基盤の花崗岩類や片麻岩類が露出する。能登北部の第三紀層分布地域では、しばしば地すべりが発生している。呂知瀉地溝帯や輪島、珠洲、七尾の平野部には、軟弱な沖積層が厚く堆積している。

イ 加賀地域

南部の山地には、基盤の方麻岩類や中生代の地層が露出する。それを覆う第三紀の火山岩類及び堆積岩類が山地から丘陵地にかけて広く分布し、河川沿いに第四紀の段丘や扇状地の堆積物がみられる。加賀平野には、軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には砂丘が発達する。県南部の県境沿いと金沢東方には、活火山白山を含むいくつかの第四紀火山がある。

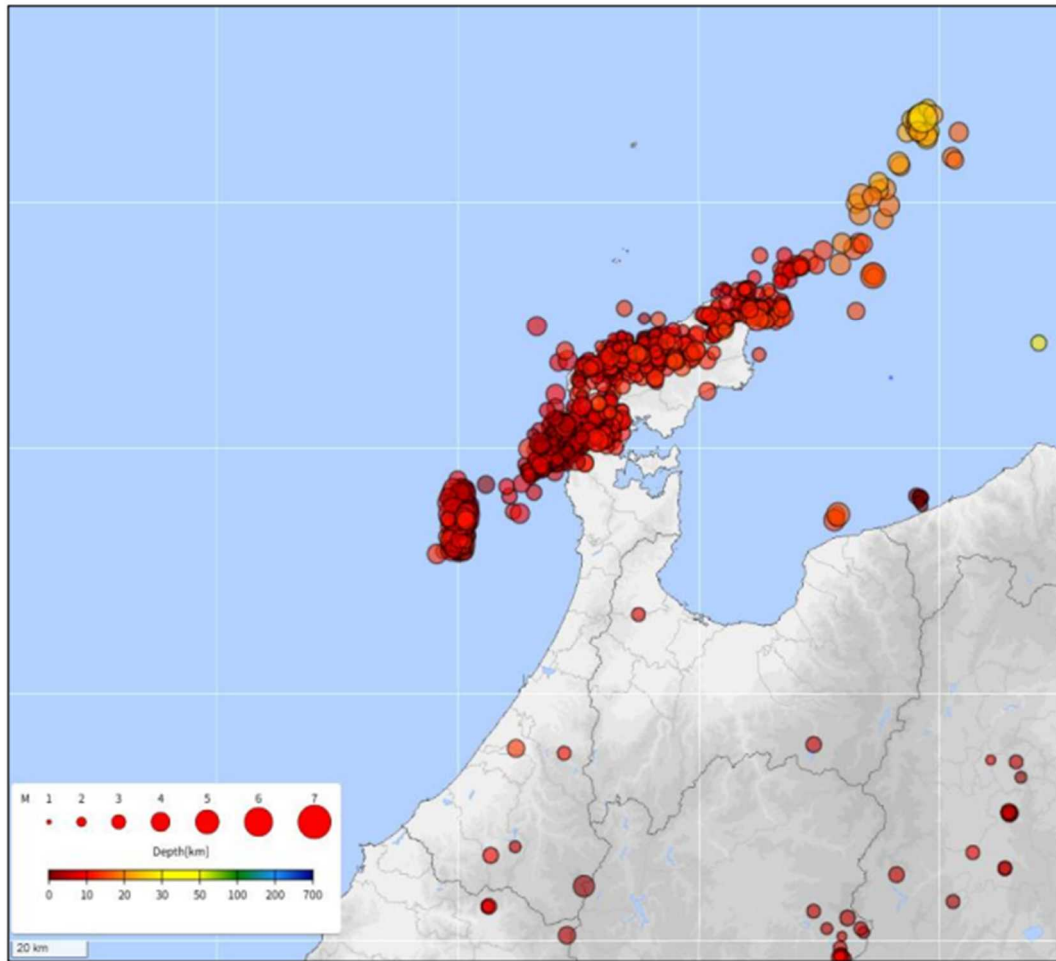
図 石川県の地質・地盤分布略図（粕野義夫 1991 一部加筆修正）



(出典：石川県地域防災計画－地震災害対策編－，p11，令和8年5月修正版)

図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近 10 年間の地震活動

(2015 年～2024 年、M2.0 以上・深さ 30 km 以浅、金沢地方気象台のデータから作成)



(出典：石川県地域防災計画―地震災害対策編一，p14，令和 8 年 5 月修正版)

(3) 石川県及びその周辺での地震の発生状況

石川県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い地震である。歴史の資料で知られている主な浅い地震は、金沢市から加賀市付近にかけての地域や能登半島、更には日本海沖合で発生している。

県内のどの地域も、約 100 年に 1 度の割合でかなりの規模の地震被害を経験しており、県全体としては、30 年に一度の割合で被害地震が発生している。県都が被害を受けた直下型地震の例としては、1799 年（寛政 11 年）の金沢地震（M6）がある。人的被害が最も大きかった例としては、1948 年（昭和 23 年）の福井地震（M7.1）がある。

また、最近の被害地震としては、1993 年（平成 5 年）の能登半島沖地震（M6.6）、2007 年（平成 19 年）の能登半島地震（M6.9）がある。この地域では、将来も同程度の直下型地震が発生する可能性があると言われている。また、富山湾から新潟沖・秋田沖・北海道南西沖にかけての日本海東縁にも大規模な地震が頻発する地帯があり、そこで発生する津波が数年から数 10 年ごとに能登半島沿岸を襲い、被害が生じている。（※ Mはマグニチュードを示す。）

3 社会的要因とその変化

地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に

現出するという特徴を持っている。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

(1) 都市化の進展

本市は、北に金沢市、白山市、南に小松市と、大きな都市の間に位置し、交通の利便性の高さから住宅地開発や工業立地が盛んな地域となっている。このため、急速に市街化が進展しており、発災時の被災者の増加や同時多発火災の発生、延焼地域の拡大等の危険性が懸念される。

(2) 工業化の進展

本市は、高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工業自体が災害発生の危険を包含していることなど地域に及ぼす影響が大きく、被害拡大の危険性を高めている。

(3) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県に訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時に、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(4) 生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、地震が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態におちいることが予想される。

(5) 住民の共同意識の変化

手取川の氾濫に対して共同で対応した「川筋根性」と呼ばれる共同体意識が存在した地域であるが、今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。このため、いったん地震等の災害が発生すると、混乱を増幅させ被害が拡大することが予想される。

(6) 交通機関の発達

自動車保有台数が、急速に増加してきているが、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因になるとともに、交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想されることに加え、生活に自動車が必須の土地柄から、交通機関としての自動車利用に対するニーズが非常に強い。また、近年は道路の高規格化や橋梁の整備が進み、短時間で金沢や小松などの都市部へ移動することが可能となった。利便性にともない、住宅地の広域化が進展している。

こうしたことから、発災時の道路の寸断等により、輸送、避難に影響が出ることが懸念される。

(7) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(8) 情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

4 既往地震とその被害

石川県は、有感地震の数が全国的にも少ない地域である。しかし、平均して30年に1度は、被害地震が発生している。県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。

(※有感地震とは、計測震度が0.5以上のものをいう。)

(1) 石川県内に被害をもたらした県内・外発地震とその被害状況

発生年月 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード*	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1640. 11. 23 (寛永 17)	36. 3°	136. 2°	6 1/4～6 3/4	—	—	加賀大聖寺：家屋の損壊、人畜の死傷多
1725. 6. 17 (享保 10)	36. 4°	136. 4°	6	—	—	加賀小松：城の石垣、蔵少々破壊、金沢で同日4～5回地震
1729. 8. 1 (享保 14)	37. 4°	137. 1°	6. 6～7. 0	—	—	能登：珠洲郡、鳳至郡で損壊家屋791、死者5、山崩れ1,731ヶ所、輪島村で潰家28
1799. 6. 29 (寛政 11)	金沢地震 36. 6°	136. 6°	6	—	—	死者15、金沢城で石垣破損、城下で潰屋4,169、能美・石川・河北郡で損家1,033、潰家964
1815. 5. 31 (文化 12)	36. 4°	136. 5°	6	—	—	加賀小松：小松城の破損多し、金沢で強し
1833. 12. 7 (天保 4)	38. 9°	139. 2°	7. 5	—	—	能登：死者100、台破流失家屋345、その他、越後等で死者42、全壊家屋475
1855. 3. 18 (安政 2)	36. 25°	136. 9°	6. 8	—	—	金沢城内で石垣、堀崩れ、土蔵少損
1858. 4. 9 (安政 5)	飛越地震 36. 4°	137. 2°	7. 0～7. 1	—	—	金沢城の石垣、土塀破損、城下で全半壊114、大聖寺で家屋全壊148、大破370、土蔵全壊142、大破174、寺全壊12、大破35
1891. 10. 28 (明治 24)	濃尾地震 35. 6°	136. 6°	8	4	—	全体被害：死者7,273、建物全壊14万余、半壊8万余、山崩れ1万余、石川県：家屋全壊25
1892. 12. 9 (明治 25)	能登南西部地震 37. 1°	136. 7°	6. 4	4	—	能登：家屋、土蔵の損壊、11日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者1、全壊2
1896. 4. 2 (明治 29)	能登半島 37. 5°	137. 3°	5. 7	1	—	能登半島：輪島村で土蔵倒壊2、家屋損壊15、禄剛崎灯台破損
1930. 10. 17 (昭和 5)	大聖寺地震 36. 3°	136. 3°	6. 3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘による崖崩れ、亀裂有り、佐美山長さ150mにわたる崖崩れ、死者片山津1名
1933. 9. 21 (昭和 8)	七尾湾地震 37. 1°	136. 8°	6	2	4	能登半島：鹿島郡で死者3、負傷者55、家屋観壊2、破損143
1944. 12. 7 (昭和 19)	東南海地震 33. 8°	136. 6°	7. 9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重などで被害。死・不明者1,223人、住家全壊17,599など 石川県：住家全壊3
1948. 6. 28 (昭和 23)	福井地震 36. 2°	136. 2°	7. 1	4	4	全体被害：死者3,769人、家屋倒壊36,184、半壊11,816、焼失3,851など
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震 36. 5°	136. 2°	6. 5	3	4	石川、福井両県：死者7、負傷者8、家屋半壊4、破損82、焼失27
1961. 8. 19 (昭和 36)	北美濃地震 36. 0°	136. 8°	7	3	3	全体被害：死者8人、家屋全壊12、山くずれ99箇所など 石川県：死者4、負傷者5、山崩れ5ヶ所
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 38. 4°	139. 2°	7. 5	2	4	全体被害：死者26人、家屋全壊1,960、半壊664、浸水15,298、船舶など 津波の発生や新潟市内では、地盤の流動化がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水4、床下浸水131、田畑冠水
1383. 5. 26 (昭和 58)	日本海中部地震 40. 4°	139. 1°	7. 7	1	3	全体被害：死者104人、負傷者163、建物全壊934、半壊2,115、流出52船、沈没255、船流出451、船破損1,187など。 石川県：津波により負傷者8、住宅破損2、床上浸水3、床下浸水3
1985. 10. 18 (昭和 60)	能登半島沖 37. 4°	136. 6°	5. 7	2	4	負傷者1、文教施設29、被害総額1,800万円

発生年月 (年号)	震源地域又は名称	マグニチュード*	震度		被害の概況
	北緯 東経		金沢	輪島	
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震 37. 4° 137. 2°	6. 6	4	5	地震の概要：平成 5 年 2 月 7 日、22 時 27 分、能登半島で、マグニチュード 6. 6 の地震があり、輪島で震度 5 の強震を記録したほか、金沢、富山、高田、伏木でも震度 4 の中震を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況：負傷者 29 人、住家全壊 1、住家半壊 20、一部破損 1、非住家 14、道路被害 142、水道断水 2, 355 など被害総額約 42 億円
1993. 7. 12 (平成 5)	北海道南西沖地震 42. 8° 144. 4°	7. 8		1	全体被害：死者・不明者 231 人、負傷者 305 人、住家被害 567、住家半壊 299、一部破損 2, 691、被害船舶 1, 715 など 石川県：輪島市、珠洲市、富来町津波による船舶被害 24
1995. 1. 17 (平成 7)	兵庫県南部地震 34. 6° 135. 0°	7. 2	3	3	地震の概要：平成 7 年 1 月 17 日、5 時 46 分、兵庫県南部でマグニチュード 7. 2 の地震があり、最大神戸等で震度 7 を記録したほか、京都等で震度 5、大阪等では震度 4 を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度 3 を記録した。 全体の被害：死者 6, 433 人、不明 3 人、負傷者 43, 792 人以上、住家全壊 104, 906、半壊 144, 274 と、1900 年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7 (平成 12)	石川県西方沖 36. 5° 135. 3°	6. 2	3	4	地震の概要：平成 12 年 6 月 7 日、7 時 6 分、石川県西方沖でマグニチュード 6. 2 の地震があり、小松市で震度 5 弱を記録したほか、北陸で震度 1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度 1～3 を記録した。
2002. 11. 17 (平成 14)	石川県加賀地方 36. 3° 136. 7°	4. 7	2	3	石川県河内村直海*、吉野谷村市原*、尾口村女原*で震度 4 を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度 1～3 を観測した。この地震による被害は、吉野谷村で一部道路破損 1 箇所、給水管は損 1 件、水道断水 1 棟で、河内村で非住家一部破損 1 棟であった。
2007. 3. 25 (平成 19)	能登半島地震 37. 1° 136. 4	6. 9	4	6 強	地震の概要：平成 19 年 3 月 25 日、9 時 41 分、能登半島沖でマグニチュード 6. 9 の地震があり、能登地方を中心に、七尾市、輪島市、穴水町で最大深度 6 強、鹿町、中能登町、能登町で震度 6 弱、珠洲市で震度 5 強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度 5 弱を観測したほか、加賀地方でも震度 4～3 を観測した。また、新潟県、富山県で震度 5 弱を観測したのをはじめ、北陸津方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度 5 弱～1 を観測した。 被害状況：死者 1 人、負傷者 338 人、住家全壊 686 棟、住家半壊 1, 740 棟、一部損壊 26, 959 棟、非住家 4, 484 棟など
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 38. 1° 142. 9°	9. 0	3	3	地震の概要：平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9. 0 の地震があり、最大震度は宮城県栗原市で 7。東北から関東にかけての東日本一帯に地震と津波による甚大な被害と原発事故をもたらした。石川県での被害はなかった。 被害状況：死者行方不明者約 19, 000 人、全壊・半壊 39 万戸以上、ピーク時の避難者 40 万人以上など

発生年月 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震度		被害の概況
	北緯	東経		金沢	輪島	
2022. 6. 19 (令和 4)	石川県能登地方 37.5°	137.3°	5.4	2	4	地震の概要：令和4年6月19日、15時8分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード5.4の地震があり、珠洲市で最大震度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度4を観測した。 被害状況：負傷者7人、一部損壊73棟、非住家1棟など
2023. 5. 5 (令和 5)	能登半島沖 37.5°	137.3°	6.5	4	5弱	地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.5の地震があり、珠洲市で最大震度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5.9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1,384棟、非住家471棟など
2024. 1. 1 (令和 6)	石川県能登地方 37.5°	137.3°	7.6	5強	7	地震の概要：令和6年1月1日、16時06分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生、同日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度4以上を観測した。また、新潟で震度6弱、富山、福井で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。 被害状況：死者574人(うち災害関連死346人)、負傷者1,269人、住家全壊6,151棟、住家半壊18,646棟、一部損壊91,261棟、非住家37,546棟など(※令和7年4月30日時点)
2024. 6. 3 (令和 6)	石川県能登地方 37.3°	137.2°	6.0	3	5強	地震の概要：令和6年6月3日、6時31分、能登地方を震源とするマグニチュード6.0の地震があり、輪島市、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱を観測したほか、七尾市、穴水町でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で震度1以上を観測した。 被害状況：負傷者1人、住家被害5棟(※元々倒壊していた家屋がさらに倒壊)など
2024. 11. 26 (令和 6)	石川県西方沖 37.0°	136.2°	6.6	3	5弱	地震の概要：令和6年11月26日、22時47分、石川県西方沖を震源とするマグニチュード6.6の地震があり、輪島市、志賀町で最大震度5弱、そのほか、七尾市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、津幡町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で震度1以上を観測した。 被害状況：負傷者1人など

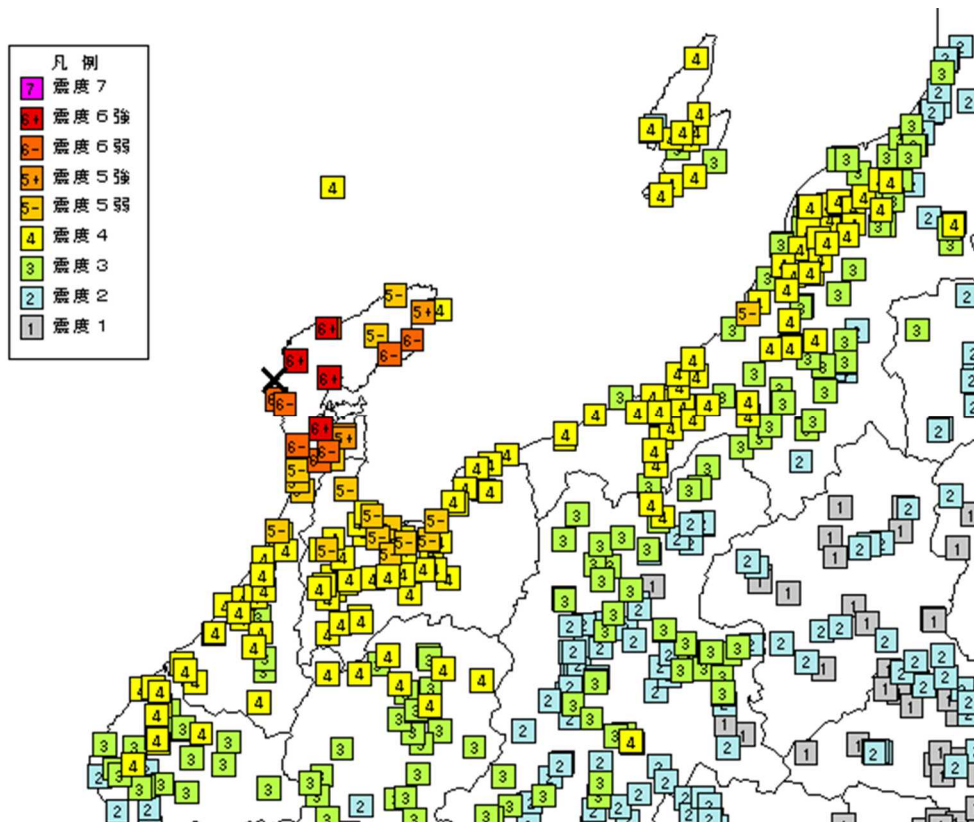
資料：県地域防災計画より

＊「理科年表」(国立天文台 1998)、「日本の地震活動<追補版>」(総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成11年3月)等から作成

(2) 能登半島地震の概要

ア 地震の概況

平成19年3月25日、9時41分、能登半島沖の北緯37度13分、東経136度41分、深さ11km（輪島市門前町剣地沖）を震源とするマグニチュード（以下Mと記述）6.9の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。また、石川県以外でも、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。その後の余震活動は、この地震を本震とする本震－余震型で経過した。3月25日18時11分に本震後最大となるM5.3（最大震度5弱）の余震、更に26日7時16分にもM5.3（最大震度4）の余震が起こった。また、平成20年1月26日4時33分にもM4.8（最大震度5弱）の余震があった。



（出典：石川県地域防災計画－地震災害対策編－，p22，令和8年5月修正版）

平成19年(2007年)能登半島地震の能美市内の震度観測状況及び最大震度

観測地点（5弱以上）	震度	観測地点（4以下）	震度	市町名	最大震度
—	—	能美市来丸町	4	能美市	4

平成19年(2007年)3月以降の石川県内有感地震回数の推移（能登半島地震の本震、余震を含む）
(2007年3月25日09時41分～2008年4月30日24時00分まで)

期間	最大震度別回数									震度1以上を観測した地震	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	回数	累計
平成19年3月	213	74	25	6	3	0	0	1	0	322	322
平成19年4月	66	21	8	1	0	0	0	0	0	96	418
平成19年5月	21	9	0	1	0	0	0	0	0	31	449
平成19年6月	12	4	1	2	0	0	0	0	0	19	468
平成19年7月	17	8	2	0	1	0	0	0	0	28	496
平成19年8月	7	0	1	0	0	0	0	0	0	8	504
平成19年9月	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5	509
平成19年10月	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	512
平成19年11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	512
平成19年12月	3	2	1	0	0	0	0	0	0	6	518
平成20年1月	4	4	1	0	1	0	0	0	0	10	528
平成20年2月	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	531
平成20年3月	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5	536
平成20年4月	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6	542
合計	358	129	39	10	5	0	0	1	0	542	542

イ 津波の状況

気象庁はこの地震により、9時43分に石川県能登及び石川県加賀に「津波注意報」を発表して注意を喚起した。11時13分に珠洲市長橋港で最大22cmの津波を観測したが、11時30分に津波による被害の恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。

ウ 被害の概要

能登半島地震による石川県内での被害について、人的被害は、死者1人、重傷者88人、軽傷者250人の合わせて339人であった。住家被害は、全壊686棟、半壊1,740棟、一部損壊26,959棟の合わせて29,385棟であり、非住家被害4,484棟を合わせると、建物被害は33,869棟であった。

住家被害の大きい市町としては、輪島市11,587棟、七尾市7,673棟、志賀町3,614棟、穴水町2,497棟などであり、住家被害の約4割が輪島市に集中している。全壊のみをみると輪島市513棟、穴水町79棟、七尾市69棟などであり、各市町の住家被害数と比較すると、全壊の割合が輪島市と穴水町で特に高い。

避難所については、七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の2市4町で47カ所が開設され、ピーク時の地震翌日3月26日には、2,624人の被災者が避難した。また、地震発生当日の夕方には、災害救助法が七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町の3市4町に適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

市町	人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害（棟）
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	
能美市	—	—	—	—	—	—	1

エ 災害の特色

今回の地震は、大規模地震の発生する可能性が低いとされていた地域で地震が発生したもので、震度6強を輪島市、七尾市、穴水町で観測しているが、死者1人、重傷者88人、軽傷者250人であり、震度の割には人的被害は少なかった。

その理由として、発災した日時と天候が大きく関係しており、

- ① 季節は春、積雪なし、暖冬の影響で暖房器具の使用が少なかったことから、火災の発生がなかったこと
- ② 春休み期間中であり、就学生徒等が学校に不在であり、リスク分散していたこと
- ③ 曜日は日曜日であり、多くの就労者は休日であり、事業活動も平日より少なく、交通量も減少していたこと
- ④ 時間は、午前9時42分と朝食も終え、火を使った調理時間を過ぎていたことから、火災発生がなかったこと
- ⑤ 夜の暗闇ではなく、身の回りの情報が把握でき、危険回避、避難等がスムーズに行うことができたこと
- ⑥ 天候は、曇りであり、地域的に早起きの人が多く、高齢者は農作業等で外出しており、自宅に不在であり、倒壊家屋による人的被害が少なかったこと
- ⑦ 火災などの二次被害がなかったことにより、被害が拡大しなかったこと
- ⑧ 震度は6強でとどまり、壊滅的な被害となる震度7ではなかったこと

また、地域の特殊性として、

- ① 過疎化・高齢化が進み人口が少なく、住家が疎らな中山間地域であったこと
- ② 能登北部は、丘陵地が多く揺れを増幅するような軟弱な地盤ではなかったこと
- ③ 時間をかけて築き上げたコミュニティが、「共助」体制を形成しており、地域人員の確認（行方不明者なし）、迅速な救助救出が実施されたことなどが考えられる。

さらに、防災関係機関やボランティアなどによる取り組みとして、

- ① 県の現地災害対策本部を輪島市の庁舎内に設置し、被災市町や国との情報の共有化を図ったこと
- ② 避難所における健康管理を徹底したことなどにより、避難所での二次被害（関連死）を未然に防ぐことができたこと
- ③ 能登有料道路の早期復旧など公共インフラ、ライフラインの早期復旧が図られたこと
- ④ ボランティアなどによる救援活動が迅速に行われたことなどがあげられる。

[石川県震災対策専門委員会「能登半島地震の検証結果を踏まえた今後推進すべき施策大綱」参考]

(3) 令和6年能登半島地震の概要

ア 地震の概況

令和6年1月1日、16時06分、能登地方の北緯37度31分、東経137度15分、深さ12kmを震源とするマグニチュード（以下Mと記述）5.5の地震が発生、同日16時10分、能登地方の北緯37度30分、東経137度16分を震源とするM7.6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度5

弱～4を観測した。また、石川県以外でも、新潟県で震度6弱、富山県、福井県で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。

その後、同日16時12分にM5.7（最大震度6弱）の地震、16時18分にM6.1（最大震度5強）の地震、16時56分にM5.8（最大震度5強）の地震、18時8分にM5.8（最大震度5強）の地震を観測した。更に、2日17時13分にM4.6（最大震度5強）の地震、3日2時21分にM4.9（最大震度5強）の地震、10時54分にM5.6（最大震度5強）の地震、6日5時26分にM5.4（最大震度5強）の地震、23時20分にM4.3（最大震度6弱）の地震が起こった。

イ 津波の状況

気象庁はこの地震により、16時12分に石川県能登及び石川県加賀のほか、新潟県常上中下越、佐渡、富山に「津波警報」を発表して注意を喚起した。

19時9分には金沢で最大80cmの津波を観測した。

16時22分に石川県能登の「津波警報」を「大津波警報」に切り替えるとともに、山形県、福井県、兵庫県北部の津波注意報を津波警報に切り替えた。20時30分に石川県能登の「大津波警報」を「津波警報」に切り替え、2日1時15分に石川県能登及び石川県加賀を含む各地の「津波警報」を「津波注意報」に切り替えた。10時00分に津波による被害の恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。

ウ 被害の概要

令和6年能登半島地震による石川県内での被害について、令和7年4月30日時点で、人的被害は、死者574人（うち災害関連死346人）、行方不明2人、重傷者393人、軽傷者876人の合わせて1,845人であった。住家被害は、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水を合わせて116,069棟であり、非住家被害37,546棟を合わせると、建物被害は153,615棟であった。

避難所については、県内19市町で開設され、ピーク時の4日には、371箇所の避難所に33,530人の被災者が避難した。また、地震発生当日の夜には、震度5弱以上の17市町に災害救助法が適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。

5 近隣の活断層

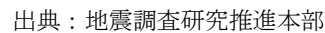
(1) 陸域の活断層

一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層という。地質時代の第四紀、約200万年前から現代までの間に動いたと見られる断層である。県内の主要な活断層は、能登半島に呂知潟断層帯と、その延長上に森本・富樫断層帯がある。また、富山県、岐阜県との県境付近に庄川断層帯が、福井県との県境付近に福井平野東縁断層帯がある。

呂知潟断層帯は、能登半島南部の呂知潟平野付近から宝達丘陵北西縁に沿って分布する断層帯である。七尾市から羽咋市、宝達志水町を経てかほく市に至る。全長は約44kmで北東から南西方向に伸びており、古府断層、石動山断層、野寺断層、坪山一八野断層及び内高松付近の断層から構成される。この丘陵地と低地に挟まれた断層帯は逆断層であり、今後、30年以内の地震発生確率は2%されている。

森本・富樫断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯である。津幡町から金沢市を経

福井県平野東縁断層帯は、福井平野の東部から日本海沿岸にかけて分布する活断層である。長さは約 45km の概ね南北に延びる断層帯で、左横ずれかつ東側隆起の逆断層である。

[illegible]

出典：地震調査研究推進本部

(2) 海域の活断層

国の地震調査研究推進本部では、社会的・経済的に大きな影響を与えると考えられる主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震発生可能性の長期評価（長期評価）を実施している。

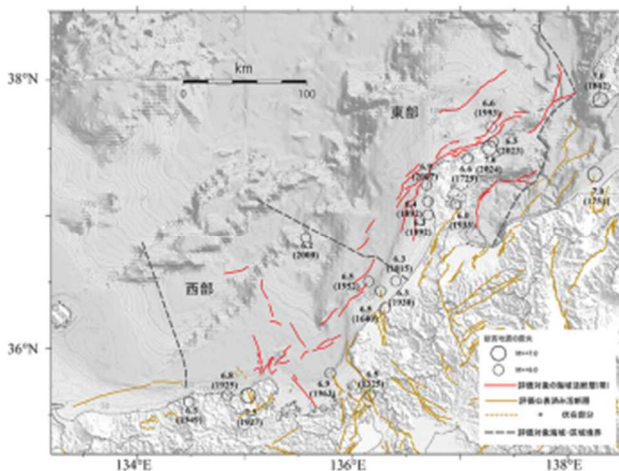
主な評価対象は、主要活断層帯及び沿岸海域の主要活断層の選定基準や陸域への地震・津波被害を踏まえ、M7.0以上の地震を引き起こす可能性のある断層長さ20km程度以上の海域活断層としている。石川県の海域では、能登半島北岸断層をはじめとする活断層が分布している。

日本海中南部地域（近畿・北陸北方沖）で今後30年以内にM7.0以上の地震が発生する確率は16～18%と評価されている。（日本海中南部の海域活断層の長期評価/R7.6.27）

○ 日本海中南部の海域活断層の長期評価

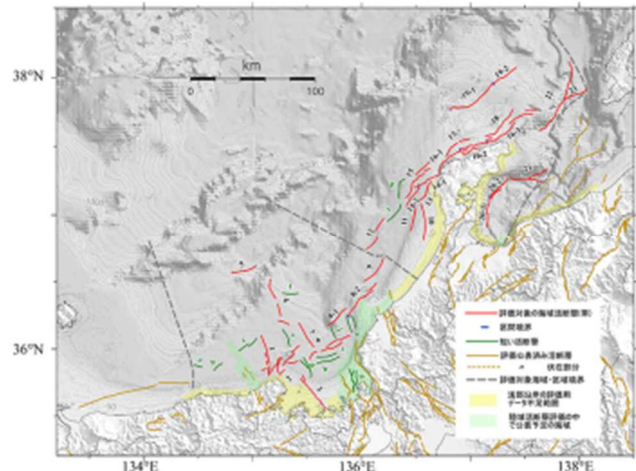
－近畿地域・北陸地域北方沖－（令和7年6月27日）

図 評価対象の海域活断層と
主な被害地震の震央



出典：地震調査研究推進本部

図：評価対象の海域活断層と
海域の短い活断層分布



出典：地震調査研究推進本部

表 石川県の海域における主要な活断層

9：加佐ノ岬沖断層	16-1：能登半島北岸断層帯（猿山沖区間）
10：羽咋沖東断層	16-2：能登半島北岸断層帯（輪島沖区間）
11：羽咋沖西断層	16-3：能登半島北岸断層帯（珠洲沖区間）
12：内灘沖断層	17：輪島はるか沖断層
13：海士岬沖東断層	18：能登半島北方沖断層
14-1：門前断層帯（門前沖区間）	19-1：舳倉島近海断層帯（南西区間）
14-2：門前断層帯（海士岬沖区間）	19-2：舳倉島近海断層帯（北東区間）
15：沖ノ瀬東方断層	20-1：七尾湾東方断層帯（大泊鼻沖区間）
	20-2：七尾湾東方断層帯（城ヶ崎沖区間）

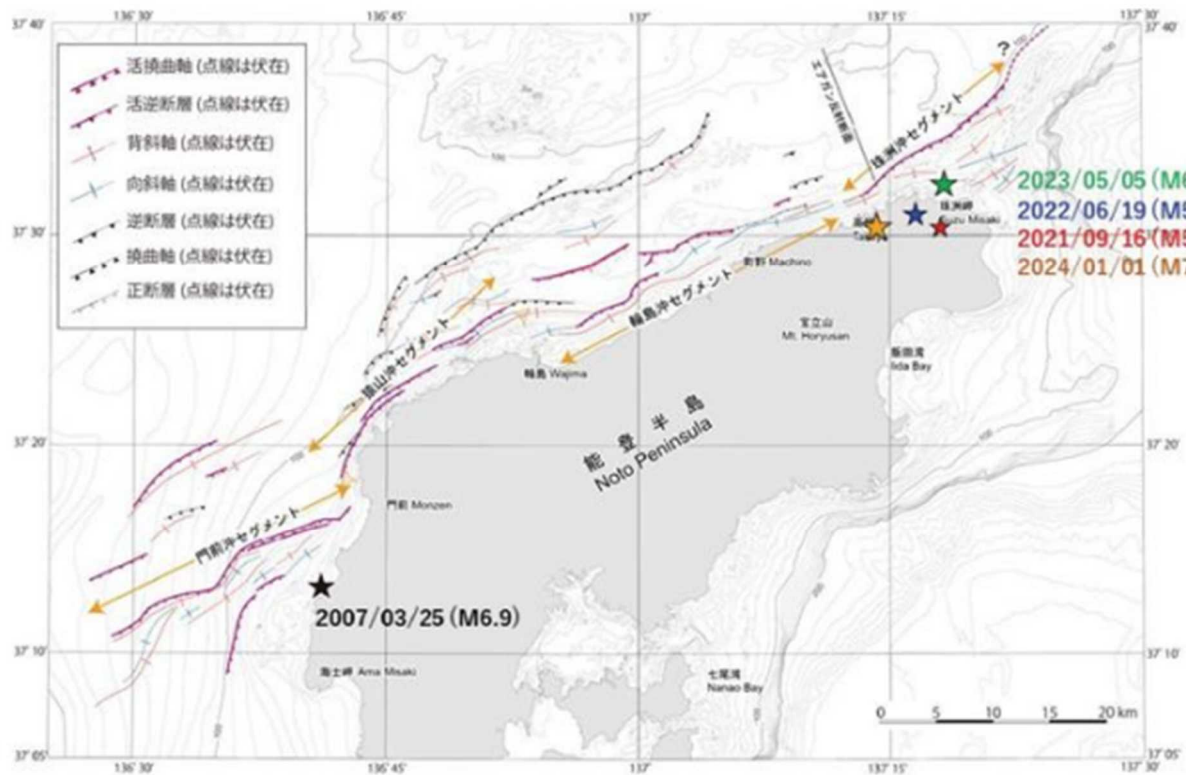
（出典：石川県地域防災計画－地震災害対策編－，p28，令和8年5月修正版）

(3) 海域の活断層で発生した地震

能登半島西方沖から北方沖、北東沖にかけては、主として北東－南西方向に延びる複数の南東傾斜の逆断層が活断層として確認されている。この領域で令和6年1月から3月にかけて取得した水深データと平成20年のデータを比較すると、能登半島北部の活断層帯の猿山沖セグメントと珠洲沖セグメントでは、断層トレース南東側の海底でそれぞれ約4mと約3mの隆起が観測されている。これらの隆起は令和6年1月1日のM7.6の地震に伴う変動を示している可能性が高く、南東傾斜の逆断層の活動が原因と推定されている。したがって、海域の活断層にも注意が必要である。

なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しているので、活断層の有無によって地震発生の有無によって地震発生の有無を判断してはならない。

図 能登半島北岸沖の活断層と能登半島で過去に発生した大地震の分布



出典：産業技術総合研究所

第7節 地震被害想定調査における地域の危険性

1 調査概要

(1) 調査の背景と目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、地震災害を予測するため、平成7年から3カ年計画で、県内に大きな地震が発生した場合を想定した地震被害想定調査（以下、「前回調査」とする）を実施した。

その後、県内では、平成19年3月の能登半島地震や令和6年能登半島地震など県政史上未曾有の被害をもたらした地震が発生するとともに、県外においても東日本大震災や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震などの大規模地震が相次いで発生している。

こうした中、令和3年頃から能登地方において地震活動が活発化していることや地震被害想定調査から20年以上が経過したことを鑑み、最新の科学的知見や手法、大規模地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映し、新たな被害想定調査（以下、「今回調査」とする）を実施した。その調査による能美市の被害状況については、次のとおりである。

2 想定地震の設定

(1) 想定地震の選定

被害想定条件とする地震動予測のための震源断層は、以下の方針で選定した。

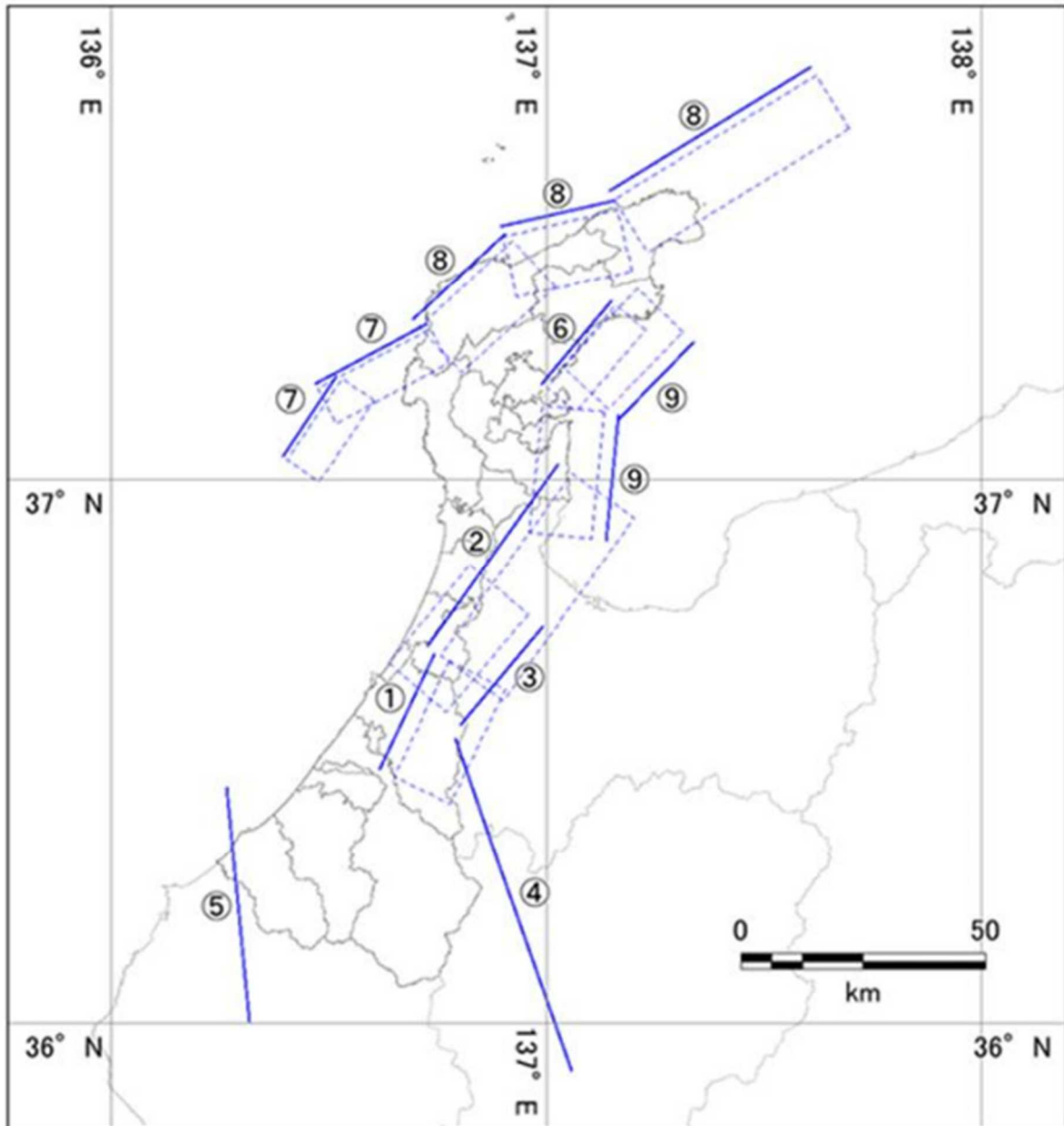
- ・石川県とその周辺で発生した被害地震を考慮
- ・前回の想定以後に得られた学術的知見、国による地震・活断層の評価
- ・被害地震が発生する可能性がある地域を、県の全域で網羅的に評価できるように選定

表 震源断層の概要

番号	震源断層	地震規模 M	30年以内 発生確率	備考
①	森本・富樫断層帯	7.2	2～8%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
②	邑知潟断層帯	7.6	2%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
③	砺波平野断層帯西部	7.2	ほぼ0～2% もしくはそれ以上	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
④	庄川断層帯	7.9	ほぼ0%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
⑤	福井平野東縁断層帯主部	7.6	ほぼ0～0.07%	地震本部が示している主要活断層帯の一つ
⑥	能登海岸活動セグメント	6.9	約0.2%	産総研が示している活断層データベースの一つ
⑦	門前断層帯	7.5	—	地震本部が示している海域活断層の一つ
	門前沖区間	7.1	1.0～2.0%	門前断層帯を構成する断層
	海士岬沖区間	6.9	0.1～0.3%	門前断層帯を構成する断層
⑧	能登半島北岸断層帯	8.1	—	地震本部が示している海域活断層の一つ
	猿山沖区間	7.1	ほぼ0%	能登半島北岸断層帯を構成する断層
	輪島沖区間	7.1	ほぼ0%	能登半島北岸断層帯を構成する断層
	珠洲沖区間	7.6	ほぼ0%	能登半島北岸断層帯を構成する断層
⑨	七尾湾東方断層帯	7.6	—	地震本部が示している海域活断層の一つ
	大泊鼻沖区間	7.2	0.5～0.6%	七尾湾東方断層帯を構成する断層
	城ヶ崎沖区間	7.0	0.7～0.8%	七尾湾東方断層帯を構成する断層

（出典：石川県地域防災計画—地震災害対策編—，p32，令和8年5月修正版）

図 震源断層の分布

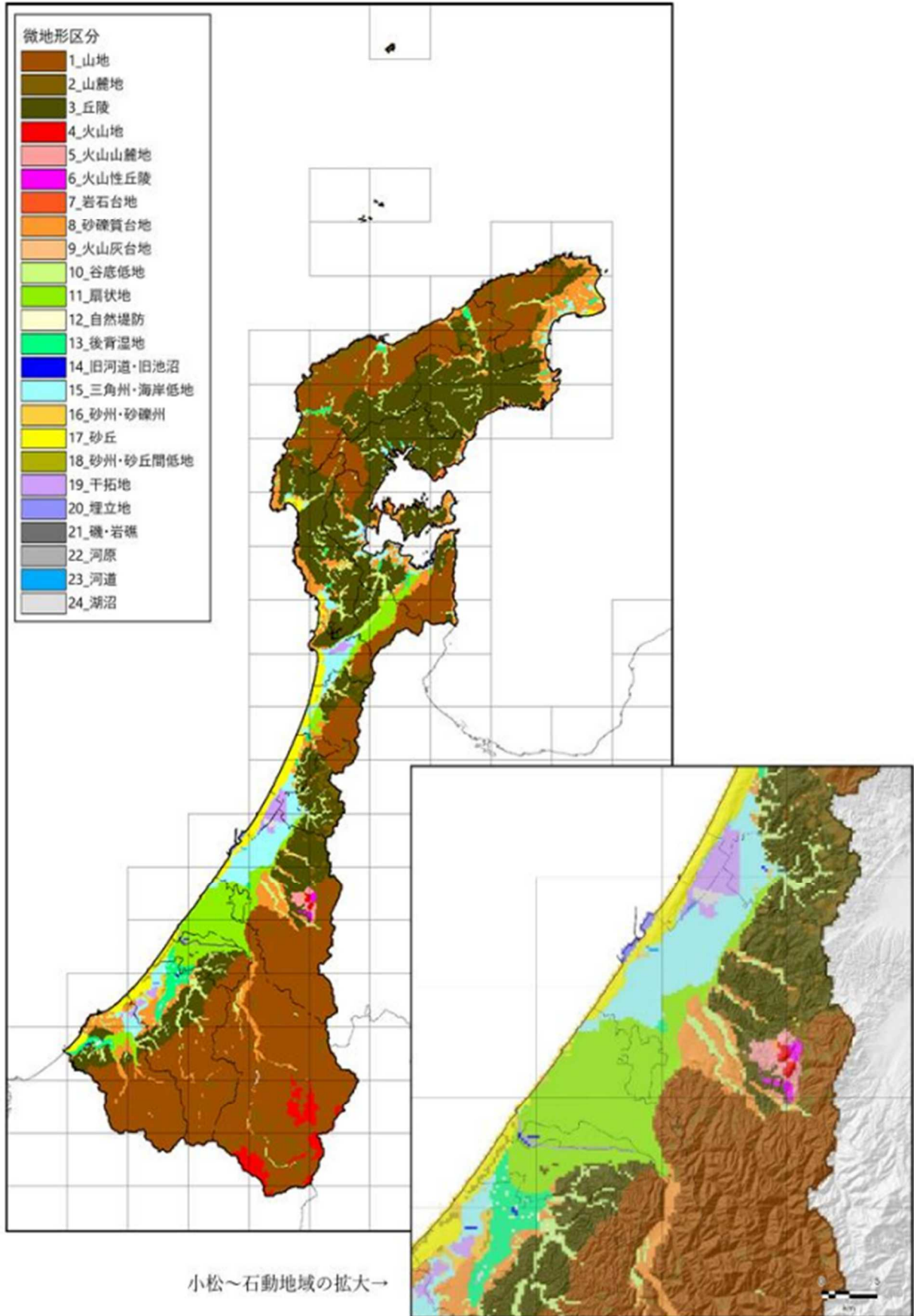


(出典：石川県地域防災計画―地震災害対策編一，p33，令和8年5月修正版)

3 地震動予測のための地盤モデル作成

地震動予測及び液状化予測のために必要な地盤モデルの作成を行った。ボーリングデータ等の既往の調査結果を基に、県全域を250mメッシュの作成単位でモデル化し、金沢市の人口集中区域では、50mメッシュにさらに細分化して、地盤モデルを作成した。

図 JSHIS の微地形区分 (250m メッシュ)



(出典：石川県地域防災計画－地震災害対策編－，p34，令和8年5月修正版)

4 被害の予測

(1) 想定シーン

複数の季節（積雪期を含む）・時間帯を設定して被害想定を行った。なお、季節は夏季及び冬季の2シーン、さらに人の分布が平時と異なると考えられる正月及びGWとし、時間帯は深夜、昼、夕方の3シーンを前提とした。

表 想定シーン

季節・時間帯	想定される被害の特徴
①冬 朝 5 時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・就寝中の被害者が多く、圧死の危険性が高い。 ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある。
②夏 昼 12 時 風速平均（4m/s）、強風（8m/s）	・外出者が多く、自宅外で被災する危険性が高い。
③冬 夕 18 時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・火気使用が最も多く、出火の危険性が高い。 ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある。
④正月 夕 18 時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・令和6年能登半島地震が発生したシーン ・帰省者が多く、平時よりも県内の滞在者が多い。 ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある。
⑤GW 昼 12 時 風速平均（4m/s）、強風（8m/s）	・観光客が多く、平時よりも県内の滞在者が多い。

（出典：石川県地域防災計画－地震災害対策編－，p35，令和8年5月修正版）

(2) 被害想定結果

各地震の被害予測結果は次のとおりである。

表 被害想定 of 主な項目の被害予測結果

想定項目（抜粋）	単位	①森本・富 樫断層帯	②邑知潟断 層帯	③砺波平野 断層帯	④庄川断層 帯	⑤福井平野 東縁断層帯
		南に震源		南に震源		北に震源
建物被害（全壊・全焼）	棟	46,947	22,277	23,715	34,068	38,148
揺れ	棟	38,100	14,672	15,918	25,697	33,302
液状化	棟	5,364	7,155	6,342	6,364	3,847
急傾斜地崩壊	棟	88	14	13	54	55
地震火災	棟	3,394	436	1,442	1,954	943
建物被害（半壊）	棟	55,359	42,317	43,141	54,656	33,839
出火件数	件	61	22	22	39	48
人的被害（死者）	人	2,212	882	920	1,501	1,782
建物倒壊	人	2,029	843	849	1,405	1,688
急傾斜地崩壊	人	8	1	1	4	7
地震火災	人	94	6	25	39	31
ブロック塀、屋内収 容物移動・転倒等	人	81	32	44	53	55
人的被害（負傷者）	人	9,344	4,392	4,567	7,331	6,866
要救助者	人	9,049	2,956	3,520	5,841	5,226
災害関連死	人	384～768	144～289	223～447	280～561	176～352
断水人口	人	787,105	679,607	675,750	795,017	263,401
下水道支障人口	人	760,004	630,511	657,168	768,389	210,732
停電戸数	戸	296,040	189,889	250,551	289,099	144,300
避難者（1週間後）	人	191,898	72,149	111,747	140,144	88,059
孤立集落	箇所	56	67	61	37	18

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※震源の不確実性を踏まえ複数の震源を設定したものについては建物被害が大きいケースの計算結果のみ記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある

※避難者については、自宅が無事であってもライフライン停止の長期化により徐々に生活困窮度が増すことを考慮し、避難者数が最大となる1週間後の数値を記載

（出典：石川県地域防災計画―地震災害対策編一，p36，令和8年5月修正版）

表 被害想定の主な項目の被害予測結果

想定項目（抜粋）	単位	⑥能登海岸 活動セグメント	⑦門前断層 帯	⑧能登半島 北岸断層帯	⑨七尾湾東 方断層帯
		東下部に震源	南下部に震源	南下部に震源	南下部に震源
建物被害（全壊・全焼）	棟	5,052	9,444	23,956	29,659
揺れ	棟	3,061	4,904	21,037	23,428
液状化	棟	1,971	4,466	2,537	5,889
急傾斜地崩壊	棟	12	28	88	79
地震火災	棟	7	46	294	263
建物被害（半壊）	棟	8,314	18,476	13,636	32,342
出火件数	件	4	7	27	29
人的被害（死者）	人	196	309	1,286	1,434
建物倒壊	人	190	298	1,239	1,387
急傾斜地崩壊	人	1	2	12	8
地震火災	人	0	1	4	7
ブロック塀、屋内収 容物移動・転倒等	人	5	8	30	32
人的被害（負傷者）	人	885	1,253	4,595	5,810
要救助者	人	421	579	2,444	2,896
災害関連死	人	17～34	37～75	62～125	105～210
断水人口	人	32,895	59,528	61,309	183,835
下水道支障人口	人	19,028	71,751	41,674	140,357
停電戸数	戸	21,058	42,698	31,155	74,238
避難者（1週間後）	人	8,472	17,211	28,516	50,173
孤立集落	箇所	45	64	186	88

※建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載

※震源の不確実性を踏まえ複数の震源を設定したものについては建物被害が大きいケースの計算結果のみ記載

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある

※避難者については、自宅が無事であってもライフライン停止の長期化により徐々に生活困窮度が増すことを考慮し、避難者数が最大となる1週間後の数値を記載

（出典：石川県地域防災計画―地震災害対策編―，p37，令和8年5月修正版）

表 被害予測結果（能美市の被害予測）

		森本・富樫断層帯	邑知潟断層帯	砺波平野断層帯西部	庄川断層帯	福井平野東縁断層帯	門前断層帯	七尾湾東方断層帯
断層の規模		長さ26km	長さ44km	長さ26km	長さ67km	主部 長さ45km 西部 長さ33km	長さ38km	長さ43km
震源規模 (M)		M7. 2	M7. 6	M7. 2	M7. 9	M7. 6	M7. 5	M7. 6
能美市の震度		震度6弱～5弱	震度5強～4	震度5強～4	震度6弱～5強	震度6強～5弱	震度5弱～3	震度5弱～3
建物被害 (全壊・全焼棟数)		714棟 46,947棟	97棟 22,277棟	195棟 23,715棟	849棟 34,068棟	1,702棟 38,148棟	1棟 9,444棟	3棟 29,659棟
要因別	揺れ	291棟 38,100棟	0棟 14,672棟	0棟 15,918棟	408棟 25,697棟	1,189棟 33,302棟	0棟 4,904棟	0棟 23,428棟
		422棟 5,364棟	96棟 7,155棟	195棟 6,342棟	435棟 6,364棟	454棟 3,847棟	1棟 4,466棟	3棟 5,889棟
	急傾斜地崩壊	1棟 88棟	0棟 14棟	0棟 13棟	6棟 54棟	0棟 55棟	0棟 28棟	0棟 79棟
		0棟 3,394棟	0棟 436棟	0棟 1,442棟	0棟 1,954棟	59棟 943棟	0棟 46棟	0棟 263棟
	建物被害 (半壊棟数)	2,757棟 55,359棟	553棟 42,317棟	1,043棟 43,141棟	3,130棟 54,656棟	3,626棟 33,839棟	11棟 18,476棟	23棟 32,342棟
	人的被害 (死者数)	19人 2,212人	0人 882人	0人 920人	26人 1,501人	72人 1,782人	0人 309人	0人 1,434人
要因別	建物倒壊	18人 2,029人	0人 843人	0人 849人	25人 1,405人	70人 1,688人	0人 298人	0人 1,387人
		0人 8人	0人 1人	0人 1人	0人 4人	0人 7人	0人 2人	0人 8人
	急傾斜地崩壊	0人 8人	0人 1人	0人 1人	0人 4人	0人 7人	0人 2人	0人 8人
		0人 94人	0人 6人	0人 25人	0人 39人	0人 31人	0人 1人	0人 7人
	地震火災	0人 94人	0人 6人	0人 25人	0人 39人	0人 31人	0人 1人	0人 7人
ブロック塀、屋内 収容物移動・転倒	1人 81人	0人 32人	0人 44人	1人 53人	2人 55人	0人 8人	0人 32人	
人的被害 (負傷者数)		155人 9,344人	2人 4,392人	4人 4,567人	221人 7,331人	399人 6,866人	0人 1,253人	0人 5,810人
災害関連死者数		5人～9人 384人～768人	1人～1人 144人～289人	1人～2人 223人～447人	6人～12人 280人～561人	11人～23人 176人～352人	0人～0人 37人～75人	0人～0人 105人～210人
ライフライン被害	上水道 (断水人口)	54,078人 787,105人	711人 679,607人	1,495人 675,750人	54,078人 795,017人	54,078人 263,401人	13人 59,528人	18人 183,835人
		48,976人 760,004人	2,550人 630,511人	2,863人 657,168人	48,976人 768,389人	48,976人 210,732人	149人 71,751人	182人 140,357人
	下水道 (支障人口)	48,976人 760,004人	2,550人 630,511人	2,863人 657,168人	48,976人 768,389人	48,976人 210,732人	149人 71,751人	182人 140,357人
		電力 (停電戸数)	9,508戸 296,040戸	2,249戸 189,889戸	3,841戸 250,551戸	11,451戸 289,099戸	12,088戸 144,300戸	53戸 42,698戸
	固定通信 (不通回線)	6,575回線 211,413回線	1,553回線 143,057回線	2,652回線 181,333回線	7,918回線 207,345人	8,374回線 104,353回線	37回線 37,320回線	45回戦 67,200回線
	携帯通信 (停波基地局率)	52. 3% 59. 7%	12. 4% 40. 4%	21. 1% 51. 2%	63. 0% 58. 5%	66. 7% 29. 5%	0. 6% 18. 8%	0. 7% 32. 0%
交通施設	道路被害	3箇所 58箇所	1箇所 65箇所	2箇所 61箇所	3箇所 64箇所	4箇所 63箇所	0箇所 43箇所	0箇所 66箇所
		5箇所 119箇所	5箇所 169箇所	5箇所 130箇所	5箇所 171箇所	5箇所 111箇所	0箇所 125箇所	1箇所 157箇所
	橋梁被害	5箇所 119箇所	5箇所 169箇所	5箇所 130箇所	5箇所 171箇所	5箇所 111箇所	0箇所 125箇所	1箇所 157箇所
避難者数 (1週間後)		2,284人 191,898人	263人 72,149人	518人 111,747人	2,983人 140,144人	5,667人 88,059人	4人 17,211人	10人 50,173人
孤立集落		0箇所 56箇所	0箇所 67箇所	0箇所 61箇所	0箇所 37箇所	0箇所 18箇所	0箇所 64箇所	0箇所 88箇所

※ 被害予想結果の、上段は能美市、下段は石川県全体である。

※ 建物被害・災害関連死・避難者は冬・18時・強風、人的被害（災害関連死を除く）・ライフライン被害は冬・5時・強風の結果を記載。

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合あり。

(出典：石川県地域防災計画―地震災害対策編一，p46～p70，令和8年5月修正版)

(3) 災害シナリオ

ア 災害シナリオの位置づけ

被害想定と災害シナリオの位置づけは次のとおりである。

	被害想定	災害シナリオ
内 容	・ 想定地震ごとの被害量（定量）	・ 時間的な変化（定性＋定量）
フェーズ	・ 発災直後のある時点	・ 発災直後～復旧期 （地震発生直後、数日後、1週間後、1か月後）
目 的	・ 被害の最大量の把握による 具体的な防災対策の立案	・ 被害の様相を時系列で記述することで数値化 できない被災後の生活上のリスクなど把握

イ 災害シナリオの流れ

- ・ 想定項目別に、地震発生後から復旧期までを対象に時間経過ごとに被害様相を整理
- ・ (2) 被害想定結果までに算出した定量的な被害想定結果のみならず、令和6年能登半島地震等の過去の地震における被害や石川県の地理的特徴などを踏まえて整理
- ・ 石川県の地域特性を踏まえ、「誰にでも起こり得るシナリオ」「被災自治体と応援自治体のシナリオ」「中山間地域のシナリオ」の3つの災害シナリオを石川県が作成

ウ 災害シナリオ ―誰にでも起こり得るシナリオ―（市民）

表 誰にでも起こり得るシナリオ（1. 建物被害～3. 人的被害）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
1. 建物被害	■ 森本・富樫断層帯による地震では、県全体で約47,000棟の全壊・全焼建物が発生 ■ 震度6弱以上の地域で耐震性の低い旧耐震基準の建物が多く倒壊 ■ 新耐震基準でも築年数が古い建物は被害発生 □ 大雪時は屋根への積雪荷重の影響で更に建物被害が拡大 ■ 沿岸域等で液状化による建物倒壊などの被害が発生 ◇ 地震火災は火気使用が多い冬の夕方の時間帯での被害が最も大きい □ ストープ等の火気器具が転倒や可燃物との接触によって出火につながる ■ 木造密集市街地等を中心に同時多発火災が発生	□ 余震や降雨・積雪等により更に建物被害や急傾斜地等の崩壊が拡大 ■ 液状化による建物の傾斜やライフラインへの影響等により自宅での生活困難となる ■ 河川閉塞による周辺地域の水没や堤防の決壊による洪水発生 ■ 火災の鎮火に数日を要すること ■ 復電による通電火災が発生 ■ 被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が難航	■ 建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化し2次避難が必要 ■ 被災棟数の多さ、道路寸断、余震等による影響から応急危険度判定が難航 ■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化	■ 建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化 ■ 被災棟数の多さ、道路寸断、2次避難等の影響から罹災証明書の発行のための被害認定調査が長期化 ■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化
2. 物的被害	■ 危険なブロック塀や石塀等が転倒 ■ 固定されていない一部の自動販売機が転倒 ■ 老朽化した看板や外壁パネル、窓ガラス等が落下 ■ 宅地で液状化による地盤の傾きによる被害や地盤が水平方向に移動する側方流動が発生	■ 液状化による建物の傾斜やライフラインへの影響等により自宅での生活困難 ■ 余震等により更に被害が拡大	■ 余震等により更に被害が拡大 ■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化	■ 道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化
3. 人的被害	■ 森本・富樫断層帯の地震では冬5時の死者が最も多く、約2,200人の死者が発生。建物被害による死者が約9割を占める ■ 地震に伴う急傾斜地の崩壊により家屋の倒壊や土砂による生き埋め等が発生 ■ 出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊し延焼被害を受けた家屋内での閉じ込めなどによる死者が発生 ■ 固定していない家具や什器が転倒し死傷者が発生 ■ 道路寸断等により応援部隊の集結に時間を要し、初動期の救助・救援活動に遅れが生じる ■ 通信支障や自治体の業務幅員により、家族等の安否が確認できない ■ SNS上の虚偽の救助要請により救助活動に支障	■ 建物等の下敷きから救出された者が挫傷症候群（クラッシュ症候群）による体調悪化で死亡 □ 余震や降雨・積雪等による建物被害や急傾斜地等の崩壊の拡大により死傷者が増加 ■ 土砂災害等により迂回路が途絶した孤立集落の応急対応が難航 ◇ 旅行者や帰省者の多い時期に地震が発生した場合は、安否確認が難航することにも身元不明遺体が増加	■ 土砂災害や地震火災等により行方不明者の捜索活動が難航 ■ 施設の損傷等により火葬場が停止した場合は他地域での広域火葬が必要 ■ 避難所生活の長期化が負担となり災害関連死が発生	■ 土砂災害や地震火災等による行方不明者の捜索活動が続く ■ 避難所生活の長期化や2次避難による移動が負担となり災害関連死が発生

（出典：石川県地域防災計画―地震災害対策編一，p38，令和8年5月修正版）

表 誰にでも起こり得るシナリオ（4．ライフライン被害～6．生活機能障害）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
4. ライフライン被害	■揺れの強いエリアを中心に水道管被害や浄水場・下水処理施設等の被害により断水し、風呂やトイレが使用できなくなる状況が発生 ■送配電設備や供給制設備の被害より広域的な停電が発生し、携帯電話や電子機器の充電ができない ■停電や回線設備・基地局の被害により通信支障が発生し、固定電話が利用困難なエリアでは、携帯電話での音声通信もパケット通信も利用困難となり、安否確認や情報収集が困難 ■通信障害と言語障害により、日本語に不慣れな外国人は災害や避難に関する情報を得ることが困難	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■被害の無かった浄水場や処理場でも燃料枯渇により非常用電源が切れた場合、断水・機能支障が拡大 ■節電要請や大規模な計画停電が実施 ■燃料枯渇により基地局や中継局の非常用電源が切れ通信や放送が困難	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■水道管の復旧が進むが断水解消地域は限定的 ■計画停電の実施工業では非常用電源を確保できない基地局や中継局で通信障害が発生	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■宅地内配管が被害を受けた場合、施工業者に依頼が殺到し、復旧が難航 ■停電や通信障害は、順次解消
5. 交通施設被害	■道路寸断等による通行止めで大規模渋滞が発生 ■給油のためガソリンスタンドが長蛇の列となる ■新幹線・在来線共に運休となり帰宅困難者が発生 ■岸壁に被害が生じ港湾機能が停止 ■揺れの被害確認のため空港が閉鎖 ■道路等外部との物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初動期的実動機関による救助・救援活動に遅れが発生	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■道路の仮復旧が徐々に進むが緊急車両の通行が優先されるため一般車両の通行は規制 ■道路寸断、一般車両規制により道路渋滞が発生し物流・人流が滞る	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■孤立集落の解消は限定的で、引き続き支援が必要な地域も多数 ■滞留車両や放置車両により道路閉鎖が難航	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■道路閉鎖が進み孤立集落は概ね解消されるが、引き続き支援が必要な地域も多数
6. 生活機能支障	■建物被害やライフライン被害、余震への不安に伴い多くの県民があらかじめ指定されていた避難所のみならず親戚・知人宅、行政庁舎、各種公的施設、ビニールハウス、自家用車内等に避難 ◇観光客の多い時期に発生した場合には、観光地を中心に多くの帰宅困難者が発生 ■自治体職員が被災により避難所開設に時間を要す ■収容人数が超過した避難所では廊下や踊り場等も避難者で溢れる ■高齢化率が高い地域や複数地域から避難者が寄り集まっている避難所等では、人手不足や自治組織の機能不全により避難所開設・運営が難航 ■施設の損傷やライフラインの支障により被災地内の医療機関の医療提供体制が低下する中、急増する外来対応や人工透析患者の移送等の対応が必要	◇車中泊や屋外テント泊による避難が長期化する場合冬季は継続が困難 ■断水の長期化に伴い飲料水の確保や水洗トイレの使用、洗濯等に支障 ■車中泊者を中心にエコノミークラス症候群等による健康悪化が増加 ■道路事情によりボランティアや支援物資の到着に差が生じ、自治体間や避難所間で食料の配給回数やメニューにバラつきが生じる ■乳児用品や女性用品、アレルギー対応食品、介護用品、持病の薬などが不足 ■慣れない環境から避難者の不安拡大	◇冬季はインフルエンザ等の感染症、夏季には衛生上の問題が発生 ■避難生活の疲弊等による体調・持病の悪化に伴う災害関連死が発生 ■復旧の長期化等に伴い広域避難(1.5次避難、2次避難)を実施 ■介護・福祉施設等では定員超過で要配慮者の受入を続けるも人員・資機材不足等により対応に苦慮	■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化 ■各種支援制度の理解に差が生じ、土曜団体に協力を得た相談会等を実施 ■避難所外避難者への情報発信に苦慮 ■避難所となっていない学校では授業再開に支障

表 誰にでも起こり得るシナリオ（7．その他の被害～8．経済被害）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
7. その他の被害	■地震の揺れによるエレベーターの停止に伴い閉じ込め者が発生し、救出に半日以上を要する ■歴史的な本造建造物等が火災等により焼失 ■建造物や石灯籠等の工作物が倒壊、城の石垣や土塀等が崩壊 ■絵画や彫刻等の動産文化財が滅失・毀損するとともに、寺院等の樹木、庭園の草木、天然記念物の動植物等も焼失 ■道路等外部との物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初動期的実動機関による救助・救援活動に遅れが発生 ■ため池の決壊により下流域の住宅等が流失し、死傷者が発生。余震の影響でため池が決壊し、実動機関に二次被害が発生する可能性 ■SNS上に虚偽の地震情報等が拡散される可能性 □雪崩等により道路が寸断されスキー客等の帰宅が困難となる	■道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化 ■中山間地等の孤立集落における物資の不足が深刻化 ■地すべり等による二次災害の危険性やライフライン被害の長期化等に伴い集落を丸ごと避難する必要がある ■ヘリコプター等による避難手段の確保および避難先の調整が必要 ■通信途絶が長期化した孤立集落では移動基地局や衛星通信サービス等の通信手段が無い場合、避難者が自ら情報を得る手段がない	■道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化 ■風評被害等により県内への旅行を控える者が多く、設備に被害がない宿泊施設でキャンセルが相次ぐ ■温泉施設等の観光地では被害に伴い復旧までに時間を要する ■伝統的な地場産業でも被害が甚大	■道路・ライフラインの復旧状況によっては避難所や2次避難先での生活の長期化 ■復旧作業の長期化、大量の作業人員の必要性、膨大なコスト等を踏まえ集団移転等を検討する必要性 ■貴重な文化財が滅失・毀損し地域のアイデンティティや観光地としてのシンボルを失う一因となる ■伝統的な地場産業が衰退 ■風評被害等により県全域で観光客が減少
8. 経済被害	■電力や通信機能が途絶することにより、非常用電源や燃料が確保されていない企業・工場は事業継続が困難 ■大企業ではBCPの作成や備蓄等当面の事業継続を確保するための体制の整備が進んでいる一方、中小企業では準備が十分でないところも多く被災後に事業継続が困難なケースが多数発生 ■工場や従業員等が被災し生産力や生産額が減少 ■建物被害の点検や復旧に時間を要すると、その間は従業員も稼働困難となる	■卸売・飲食・小売業等では受発注や代金決済等に係るデータ管理機能や支払等の金融機能が停止すると、業務が停滞し消費者に商品が届かなくなる ■ライフライン停止の影響により農林畜産業の一部では営業継続が困難 ■港湾・漁港等の被災により港湾・漁港利用者等の事業再開が困難	■事業を再開できない企業が多数生じる ■道路寸断の影響により畜産業では深刻な飼料不足となる	■施設・施設被害等に伴う生産・サービス低下による生産額が減少 ■企業が撤退・倒産することにより、被災地域外への人口・産業流出し、失業の増加、所得が低下

(出典：石川県地域防災計画―地震災害対策編一，p39，令和8年5月修正版)

エ 災害シナリオ ー被災自治体と応援自治体のシナリオ（行政）ー

表 被災自治体と応援自治体のシナリオ

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	■揺れ等による被害で庁舎が使用困難になるおそれ ■職員の被災等により職員参集が遅れる ■指揮命令権者の参集遅れにより災害応急対策に混乱が生じる ■家族等の安否に関する問い合わせが自治体に殺到 ◆平時からの災害対応や業務の優先順位の理解不足等により初動対応に遅れが生じる ◆災害対策本部・関係機関が業務するスペースが不足することにより、県・国・消防・自衛隊等主要機関が分散して執務することになり情報共有に影響が生じる ◆自治体における応援自治体との連携・情報共有が不足	◆人的支援受け入れチームにおいて調整すべき範囲（国、県、市町）、リーダー、担当者等が明記されておらず、自発的に機能しないため、関係者間で情報共有が不十分 ◆想定以上の応援機関・団体が参集した影響で、会議室の開放ルール等が整理しきれず、応援機関・団体の居場所が不明となる ◆派遣に係る寝食・食料等資機材の備蓄や連絡・移動手段等が不足 ◆支援者の宿泊施設が不足し、過酷な生活環境となる。女性が従事できる環境に課題（着替えスペース、女性専用宿泊スペース）	■適切な支援・受援計画がない場合は、支援・受援の効率が低下 ◆災害救助費の求償範囲の定義が明確でないため省庁により判断が異なる判断に時間がかかる等により支援が遅延 ◆災害救助法、中小機構の支援スキーム等活用対象が不明瞭 ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要	■適切な宿泊場所、生活場所が確保できず、職員が健康を損なう ◆被災している職員、育児等により勤務時間に制限がある職員等、職員の事情への配慮が必要 ◆活用可能な財源の確認に時間がかかることと支援が遅延 ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活支援への対応が必要
ライフライン被害	◆停電・通信の途絶により被害状況が把握できず各種判断が困難となり初動対応が遅滞 ◆停電・通信の途絶により消防団等の初動対応が十分にはなされない	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航する可能性 ■被災自治体では停電・通信の途絶により被災状況の把握に時間がかかり他都道府県市区町村との間の支援の調整に時間を要する ■避難所等で災害用トイレ等の確保が必要	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化する可能性 ■病院等も停電の影響を受けるため、非常用電源が配備されている施設以外は治療が困難	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化
交通施設被害	■停電や通信の途絶により被害状況が把握が遅れる ■人員数、道路状況により消火活動が困難となり、更に延焼が広がる恐れ ■揺れにより岸壁に被害が発生することで港湾機能が停止 ■被害確認のため空港が閉鎖	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航する可能性 ■新幹線・在来線共に広域にわたり運転を見合わせ、外国人や観光客を含めた大量の帰宅困難者が発生 ■道路閉鎖が難航した場合、他地域からの救援活動のための自動車乗り入れが限られる	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化する可能性 ■港湾・空港を救急・救命活動、物資・人員輸送の拠点として使用	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化

オ 災害シナリオ ー中山間地のシナリオ（住民・行政）ー

表 中山間地のシナリオ

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	■中山間地では耐震化率が低い傾向であるため、建物・人的被害率が高い傾向 ■インフラ・ライフラインや生活に必要な施設が限定的であり、一部の被災により被災地へ陸路でのアクセスが困難となるほか代替施設の確保が困難	■インフラ・ライフラインの復旧が遅れる（被災人口が多い都市部のインフラ復旧が優先される） ■高齢化や人口減少に伴って、応急復旧のための人員等の制約が大きく生活に必要な施設も限定的	■左記の状況により生活再建が困難化 ■生活の質の回復が遅れて災害関連死にもつながりやすい ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要	■広域避難した人が避難先で生活基盤を再建し地域の縮退が急速に進行 ■事前の復興計画等が無い場合、復興が円滑に進まない ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活支援への対応が必要
ライフライン被害	■送配電設備や供給側設備の被害に伴い停電が発生 ■停電や回線設備・基地局の被害に伴い通信障害が発生 ■水道管や浄水場等の設備被害に伴い断水や下水道支障が発生 ■発電用水の被害により発電所の稼働が低下	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■通信途絶が長期化した孤立集落では避難者が自ら情報を得る手段がない ■過疎地での給油店では早期に燃料が不足 ■道路寸断により復旧対応や非常用発電機等への燃料供給が困難となり支障が長期化	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■被災人口が多い都市部の復旧が優先され、復旧が遅滞	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■生活や事業の再建が困難となった場合、人口流出に拍車をかける
交通施設被害	■土砂災害等により迂回が困難な道路が被災し、その先が孤立	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■道路寸断、一般車専用規制により道路渋滞が発生する可能性 ■孤立した場合、道路を利用した物資輸送が困難となることから物資が不足 ■輸送距離が長距離になるなど物資輸送が遅滞	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■孤立集落では物資輸送にドローンを活用するが十分に供給できない	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■孤立等が解消しない場合、復旧コストも鑑みて集団移転等の検討が必要
生活機能支援	■建物被害やライフライン被害により、多数の避難者が発生 ■山間部において、集落住民のほか温泉等の観光客も孤立 ■高齢化の進む集落で、外部へ助けを呼ぶための通信機器を使える住民や徒歩・バイクで直接連絡を取れる住民がおらず、外部への孤立発生状況の発信が困難	■入院患者や要介護高齢者等が長時間の避難をせざるを得なくなり、移動中や移動後に病状が悪化し災害関連死が発生 ■地域の高齢化や人口減少により要配慮者は多い一方で支援等の担い手となる生産年齢人口は少ないため、避難所運営のためのマンパワー等が不足 ◆市町物資拠点からの確実な輸送が必要となるがヘリコプターやマンパワーも不足	■避難所生活の長期化により災害関連死が発生 ◆DWA T派遣に関するノウハウが不足 ◆介護用ベッド、おむつ等が不足するとともに、個別ニーズ物品が多く調達に苦慮	■避難所生活の長期化や2次避難による移動が負担となり災害関連死が発生 ■避難先や社会福祉施設等で人員が不足する中で避難生活が長期化し、他地域への広域避難（人口流出）が加速 ◆避難所集約等、支援終了を見据えた調整が必要

(出典：石川県地域防災計画ー地震災害対策編一，p40，令和8年5月修正版)

(4) 防災対策とその被害軽減効果

今回の被害想定では、以下の項目について、防災・減災対策が向上した場合の被害提言効果を推計した。

ア 住宅の耐震化

住宅の耐震化率の向上により、建物の全壊棟数と建物倒壊による死者数が8割程度低減する結果となっている。

- ・耐震化した建物であっても揺れの強さや地盤、過去の震災で蓄積した損傷等によって被害を受ける可能性がある。
- ・建物が無事であっても道路や上下水道の損傷により生活基盤が被害を被り、生活が困難となる可能性がある。
- ・新しいビルなどの構造物についても、杭の耐震設計がなされていない場合は傾くなどの被害が生じる可能性がある。

イ 家具の固定

家具の固定率の向上により、家具の転倒・落下などによる死者が6割低減する結果となっている。

ウ 感震ブレーカーの設置

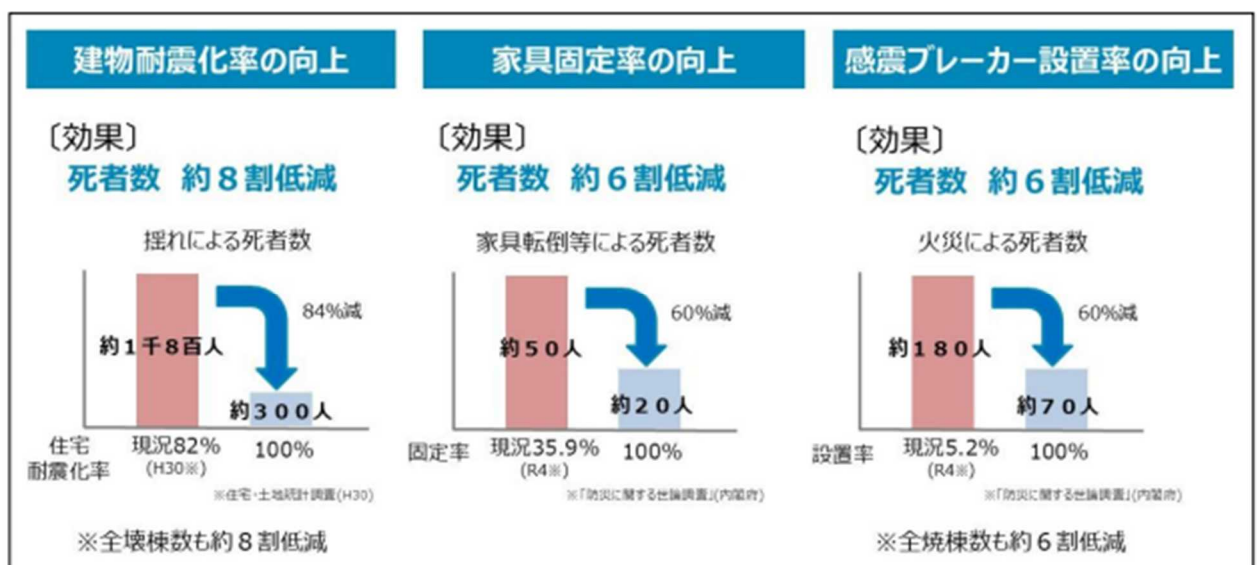
感震ブレーカー設置率の向上により、地震火災による建物全焼棟数および火災による死者数が6割低減する結果となっている。

エ 家庭備蓄の促進（ローリングストック）

地震に備え、最低でも3日分、できれば1週間分の食料品や簡易トイレを各家庭で備蓄を進めてもらう。また、有効な備蓄方法として「ローリングストック」について周知に努める。

ローリングストック：普段から少し多めに買い置きし、食べたものを買い足していく備蓄方法

図 防災対策とその被害軽減効果（森本・富樫断層帯の場合）



(出典：石川県地域防災計画—地震災害対策編—，p44，令和8年5月修正版)

5 市民運動の展開

(1) 運動の方針

市は、市民一人ひとりの防災意識及び地域コミュニティ等の防災力を向上させるべく、いつでも起こりうる災害への備えを実践する市民運動を展開する。また、地震・津波対策、治山治水対策をはじめとする防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、戦略的・重点的に施策を推進する。特に大規模地震対策については、緊急に取り組むべき事項と目標を設定し、国、県、関係機関、市民等と協力し、その達成に向け対策の強化、充実を図ることが必要である。

(2) 実施すべき項目

- ア 「備え」を実践する市民運動の展開
- イ 住宅等及び地域の防災拠点となる公共施設の耐震化
- ウ 迅速・的確な防災情報の提供
- エ 防災関連施設の整備
- オ 災害応急体制の整備
- カ 被災地の復旧・復興支援